

身体障がい者 福祉制度利用のしおり



山形市

[令和5年9月版]

身体障がい者手帳の等級別該当制度一覧

- ・この表は、各制度がどのような障がい程度の方を対象としているかの目安を示したものです。
- ・制度によっては様々な制限等がありますので、本文と合わせてご利用ください。
- ・この表で使用している略号は、次のとおりです。

●:該当 △:障がいの種類により該当 □:障がいの種類や等級に関わりなく各制度の条件により該当

★:手続によってはマイナンバー確認書類(個人番号カード、通知カード等)が必要となります。あわせて身元を確認できる物(運転免許証、障がい者手帳等)をお持ちください。(p.65参照)

主な福祉制度	身体障がい者手帳の等級						摘 要	頁	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
医 療	身体障がい者手帳 ★							4	
	自立支援医療(更生医療) ★	□	□	□	□	□	□	5	
	自立支援医療(育成医療) ★							手帳の有無に関係なく、制度の条件により該当	6
	重度心身障がい(児)者医療給付制度 ★	●	●					7	
	親子健やか医療給付制度 ★	●	●	※				※身体3級かつ療育Bで該当	7
	後期高齢者医療制度 ★	●	●	●	△			8	
	高額療養費 ★	□	□	□	□	□	□	8	
	特定疾病療養費支給制度 ★	□	□	□	□	□	□	人工透析患者、血友病、HIV感染症患者のみ	9
	鍼灸マッサージ等施術費の助成	□	□	□	□	□	□	70歳以上の方	9
	医療相談	□	□	□	□	□	□		9
歯科診療	□	□	□	□	□	□	寝たきりの方	9	
日常生活	補装具費(購入・借受け・修理)の支給 ★	△	△	△	△	△	△	10	
	日常生活用具の給付 ★	△	△	△	△	△	△	10~11	
	軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成	△	△	△	△	△	△	11	
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	11	
	在宅酸素療法者支援助成金交付			△	△			呼吸器機能障がいを持つ在宅酸素療法者のみ	12
	人工透析患者通院交通費助成	△	△	△	△			腎臓機能障がいのみ	12
	紙おむつの給付	△	△					常時失禁状態の方、所得制限あり	13
	車いすの貸出	●	●	●	●	●	●	13	
	緊急通報システム	△	△					単身の重度肢体不自由者	13
	雪かき支援	△	△	△				65歳未満の障がい者	14
	雪下ろし等の補助	□	□	□				身体1級~3級の方のみの世帯	14~15
	ハチの巣(スズメバチ)の駆除	□	□	□				65歳未満の場合、身体1級~3級の方のみの世帯	15
	介護保険 ★	□	□	□	□	□	□	16~18	
	市営・県営住宅の優遇措置	●	●	●	●			18	
	災害時の避難行動支援	●	●	□	□	□	□	18~19	
	ヘルプマーク・ヘルプカード	□	□	□	□	□	□	19	
	介護マーク	□	□	□	□	□	□	20	
ごみ出し支援事業	●	●	●	●	●	●	世帯全員が対象となる場合のみ	20	
ごみ袋支給事業	●	●					入所・入院の有無、所得制限等あり	21	
社会参加	身体障がい者用自動車改造費の助成	△	△	△	△	△	△	22	
	重度身体障がい者介護用車両改造費・購入費の助成	△	△	△				22~23	
	自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△	△	23	
	交通料金の割引	●	●	●	●	●	●	1種及び2種による違いあり	23~25
	タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成	●	●	●				26	
	駐車禁止除外指定車標章	△	△	△	△			27	
	高齢運転者等専用駐車区間制度	△	△	△	△	△	△	肢体不自由者、聴覚障がい者のみ	27~28
	身体障がい者等用駐車施設利用証	△	△	△	△	△	△	28~29	
	ふれあいバスの運行	□	□	□	□	□	□	29	
	リフト付き福祉バス	□	□	□	□	□	□	30	
	福祉有償運送	□	□	□	□	□	□	30	
	青い鳥郵便葉書の配付	●	●					31	
	携帯電話基本使用料等の割引	●	●	●	●	●	●	31	
	NTT電話番号案内サービス(ふれあい案内)	△	△	△	△	△	△	31	
	郵便等による不在者投票、代理記載制度	△	△	△				32	
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	△	△	△	△	△	△	聴覚障がい者のみ	32
	ビデオ通話による遠隔手話通訳	△	△	△	△	△	△	聴覚障がい者のみ	33
	視覚障がい者向け広報やまがたの配付	△	△	△	△	△	△	視覚障がい者のみ	34
	視覚障がい者向け市議会報の配付	△	△	△	△	△	△	視覚障がい者のみ	34
	点字図書等の貸出	△	△	△	△	△	△	視覚障がい者のみ	34
特別支援学校等通学支援	□	□	□	□	□	□	34~35		

主な福祉制度		身体障がい者手帳の等級						摘 要	頁
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
税の控除や減免	所得税・住民税の控除 ★	●	●	●	●	●	●		36
	贈与税の非課税、相続税の軽減等 ★							対象者等は直接税務署へお問合わせください	36
	自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免	△	△	△	△	△	△	★軽自動車税(種別割)の減免	37～39
	個人事業税の非課税	△	△	△				視覚障がい者のみ、事業の指定あり	39
	日本放送協会(NHK)放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△		39
	市営駐車場・駐輪場料金の減免	●	●	●					40
	市有施設使用料の免除	●	●	●	●	●	●		40
	その他の施設使用料の免除	●	●	●	●	●	●		40
	「ミライロID」による減免	●	●	●	●	●	●		41
	福祉定期預金制度	□	□	□	□	□	□		41
	生活福祉資金の貸付	●	●	●	●	●	●	所得制限あり	42
	点字郵便物の郵便料金の減額等	△	△	△	△	△	△	視覚障がい者のみ	42
年金・手当	障がい年金	□	□	□	□				43
	特別障がい者手当 ★	□	□	□	□	□	□	常時特別の介護が必要な方、所得制限あり	44
	障がい児福祉手当 ★	□	□	□	□	□	□	常時介護が必要な方、所得制限あり	44
	特別児童扶養手当 ★	△	△	△	△	□	□	所得制限あり	45
	山形市重度心身障がい者福祉手当	□	□						45
	山形市重度心身障がい児福祉手当	□	□	□	□	□	□		45
	児童扶養手当 ★	□	□	□	□	□	□		46
	山形市健やか教育手当 ★	●	●						46
	傷病手当金	□	□	□	□	□	□	健康保険加入者のみ	47
	山形市重度障がい者介護者激励金	●	●					全面介助が必要な方を介護している場合のみ	47
	心身障がい者扶養共済	●	●	●				65歳未満の加入者を対象	48
	産科医療補償制度	△	△					脳性まひのみ	48
障がい福祉サービス等	障がい福祉サービス、障がい児通所支援 ★	□	□	□	□	□	□		49～61

はじめに

このしおりは、山形市にお住まいの身体障がい者の方や家族の方が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくため作成しました。
 なお、本文中、法律等に基づく用語についても「障がい」と表記しています。

目次

	ページ	担 当	電話（内線番号）
1 相談等の窓口			
(1) 行政等相談窓口	1~3	各種相談窓口	
2 身体障がい者手帳			
(1) 身体障がい者手帳	4	障がい福祉課 給付係	542・550
(2) 身体障がい者更生相談所の来所相談	4	山形県身体障がい者更生相談所	627-1365
(3) 山形市における身体障がい者手帳所持者数	4		
3 医療			
(1) 自立支援医療（更生医療）	5	障がい福祉課 給付係	549・550
(2) 自立支援医療（育成医療）	6	障がい福祉課 給付係	549・550
(3) 重度心身障がい（児）者医療給付制度	7	障がい福祉課 給付係	542・550
(4) 親子健やか医療給付制度	7	こども家庭支援課 医療係	559・576
(5) 後期高齢者医療制度	8	国民健康保険課 高齢者医療係	353・359
(6) 高額療養費【山形市国民健康保険の場合】	8	国民健康保険課 国保医療係	357・358
(7) 特定疾病療養受領証について【山形市国民健康保険の場合】	9	国民健康保険課 国保医療係	357・358
(8) 鍼灸マッサージ等施術費の助成	9	福祉文化センター	642-5181
(9) 医療相談	9	国立病院機構山形病院 医療福祉相談窓口	684-5566
(10) 在宅ねたきり高齢者等歯科診療	9	山形市歯科医師会	632-1108
4 日常生活			
(1) 障がい児・者補装具費（購入・借受け・修理）の支給	10	障がい福祉課 給付係	542・550
(2) 障がい児・者日常生活用具の給付	10~11	障がい福祉課 給付係	542・550
(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成	11	障がい福祉課 給付係	542・550
(4) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	11	障がい福祉課 給付係	542・550
(5) 在宅酸素療法者支援助成金交付	12	障がい福祉課 給付係	542・550
(6) 人工透析患者通院交通費助成	12	障がい福祉課 給付係	549・550
(7) 紙おむつの給付	13	障がい福祉課 給付係	542・550
(8) 車いすの貸出	13	障がい福祉課 管理係	874
(9) 緊急通報システム	13	障がい福祉課 管理係	874
(10) 雪かき支援の相談	14	障がい福祉課 給付係	542・549
(11) 雪下ろし等の補助事業	14~15	長寿支援課 長寿福祉係	566・569
(12) 緊急を要するハチの巣の駆除	15	障がい福祉課 給付係	542・549
(13) 介護保険	16~18	介護保険課 認定第一・第二係 給付係	842~845 846・847
(14) 市営・県営住宅の優遇措置	18	山形市市営住宅管理センター 山形県すまい情報センター	673-0300 647-0781
(15) 山形市避難行動支援制度	18~19	防災対策課 地域防災係	380・381
(16) ヘルプマーク・ヘルプカード	19	障がい福祉課 管理係	397・625
(17) 介護マーク	20	長寿支援課 長寿福祉係	566・569
(18) ごみ出し支援事業	20	ごみ減量推進課 分別収集係	694・695・696・686
(19) ごみ袋支給事業	21	ごみ減量推進課 循環型社会計画係	689

	ページ	担 当	電話（内線番号）
5 社会参加			
(1) 身体障がい者用自動車改造費の助成	22	障がい福祉課 給付係	542・549
(2) 重度身体障がい者介護用車両改造費・購入費の助成	22~23	障がい福祉課 給付係	542・549
(3) 身体障がい者自動車運転免許取得費の助成	23	障がい福祉課 給付係	542・549
(4) 交通料金の割引			
(ア) バス運賃の割引等	23~24	各バス会社	
(イ) タクシー運賃の割引	24	各タクシー会社	
(ウ) 国内航空運賃の割引	24	各航空会社	
(エ) J R等鉄道運賃の割引	25	各鉄道会社	
(オ) 有料道路通行料金の割引	25	各高速道路会社・障がい福祉課 管理係	874
(5) タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成	26	障がい福祉課 給付係	542・549・550
(6) 駐車禁止除外指定車標章	27	山形県警察	627-0110
(7) 高齢運転者等専用駐車区間制度	27~28	山形警察署	627-0110
(8) 身体障がい者等用駐車施設利用証	28~29	山形県庁 地域福祉推進課 村山保健所 地域健康福祉課	630-2268 627-1143
(9) ふれあいバスの運行	29	生活福祉課 地域福祉係	768
(10) リフト付き福祉バス	30	身体障がい者保養所 東紅苑	0237-43-2061
(11) 福祉有償運送	30	長寿支援課 地域包括支援係	565
(12) 青い鳥郵便葉書の配付	31	日本郵便(株)山形中央郵便局 日本郵便(株)山形南郵便局	0570-943-561 0570-075-497
(13) 携帯電話基本使用料等の割引	31	各電話会社	549・550
(14) NTT電話番号案内サービス（ふれあい案内）	31	NTT東日本ふれあい案内	0120-104174
(15) 郵便等による不在者投票と代理記載制度	32	選挙管理委員会事務局	752
(16) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	32	障がい福祉課内 身体障害者福祉協会	596
(17) 電話リレーサービス	33	日本財団電話リレーサービス	03-6275-0912
(18) ビデオ通話による遠隔手話通訳の実施	33	障がい福祉課内 身体障害者福祉協会	596
(19) 医療機関での遠隔手話通訳サービス	33	山形県聴覚障がい者情報支援センター	023-666-7616
(20) 視覚障がい者向け広報やまがたの配付	34	広報課 広報係	229・244
(21) 視覚障がい者向け市議会報の配付	34	市議会事務局	642-8404
(22) 点字図書・録音図書の貸出	34	山形県立点字図書館	631-5930
(23) 山形市特別支援学校等通学支援事業	34~35	障がい福祉課障がい福祉第一係	590・873

6 税の控除や各種サービスの減免（優遇）

(1) 所得税・住民税の控除	36	市民税課 山形税務署	304~310 622-1611
(2) 障がい者が受けられる特例	36	山形税務署	622-1611
(3) 自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免	37~39		
軽自動車税（種別割）の減免	37~39	市民税課	311
自動車税種別割の減免	37~39	村山総合支庁 課税課	621-8256
自動車税環境性能割の減免	37~39	村山総合支庁 課税課（漆山分室）	686-5990
(4) 個人事業税の非課税	39	村山総合支庁 課税課	621-8260
(5) 日本放送協会（NHK）放送受信料の免除	39	障がい福祉課 管理係	874
(6) 市営駐車場・駐輪場料金の減免	40	一般財団法人山形市都市振興公社	631-0831
(7) 市有施設使用料の免除	40		
(8) その他の施設使用料の免除	40		
(9) 障がい者手帳アプリ「ミライロID」	41	障がい福祉課 給付係	542・549
(10) 福祉定期預金制度	41	各金融機関	
(11) 生活福祉資金の貸付	42	山形市社会福祉協議会	676-7223
(12) 点字郵便物の郵便料金の減額等	42	日本郵便(株)山形中央郵便局 日本郵便(株)山形南郵便局	0570-943-561 0570-075-497

7 年金・手当	ページ	担 当	電話（内線番号）
(1)障がい基礎年金【国民年金の場合】	43	市民課 国民年金係	402・403
		日本年金機構山形年金事務所	645-5111
(2)特別障がい者手当	44	障がい福祉課 給付係	542・550
(3)障がい児福祉手当	44	障がい福祉課 給付係	542・550
(4)特別児童扶養手当	45	障がい福祉課 第一係	589・873
(5)山形市重度心身障がい者福祉手当	45	障がい福祉課 給付係	542・550
(6)山形市重度心身障がい児福祉手当	45	障がい福祉課 給付係	542・550
(7)児童扶養手当	46	こども家庭支援課 手当係	558・575
(8)山形市健やか教育手当	46	こども家庭支援課 手当係	558・575
(9)傷病手当金	47	各医療保険者(医療保険者名は被保険者証に記載)	
(10)山形市重度障がい者介護者激励金	47	障がい福祉課 給付係	542・550
(11)心身障がい者扶養共済	48	障がい福祉課 給付係	542・550
(12)産科医療補償制度	48	産科医療補償制度専用コールセンター	0120-330-637

8 自立支援給付制度

	ページ		
(1)自立支援給付制度とは	49		
(2)自立支援給付制度の体系	49~50	障がい福祉課	
(3)計画相談支援	50~51	障がい福祉第一係	589・590
(4)支給決定までの流れ	51~53	(身体障がい者、障がい児)	
(5)利用者負担の仕組み	54~55	障がい福祉第二係	580・621
(6)留意事項	55	(知的障がい者、精神障がい者)	

9 地域生活支援事業

(1)地域生活支援事業とは	56	障がい福祉第一係	589・590
(2)地域生活支援事業の内容	56~58	障がい福祉第二係	580・621

10 児童に係る通所・入所給付制度

(1)児童に係る通所・入所給付制度とは	59		
(2)給付の対象となる障がい児とは	59		
(3)児童に係る通所・入所給付制度の体系	59		
(4)サービス利用までの流れ (障がい児通所給付)	60	障がい福祉第一係	589・590
(5)利用者負担の仕組み	61		
(6)留意事項	61		

11 その他の福祉施設等

	ページ
(1)国立障害者リハビリテーションセンター等	62
(2)視覚障害センター等	62
(3)障害者職業能力開発校等	62
(4)身体障がい者福祉センター	62
(5)保養所	62

1 2 その他の事業

(1)山形県身体障害者福祉協会	63
(2)特定非営利活動法人山形県視覚障害者福祉協会	63
(3)山形県難病相談支援センター	64
(4)一般社団法人山形県聴覚障害者協会	64
(5)山形県障がい者スポーツ協会	64

1 3 参考資料

(1)本人確認及び申請時のマイナンバー（個人番号） 確認について	65
(2)身体障がい者相談員	65
(3)身体障がい者等の福祉団体	66
(4)日常生活用具の種目等	67~73
(5)特別障がい者手当の対象基準	74~75
(6)障がい児福祉手当の対象基準	75
(7)特別児童扶養手当の対象基準	76~77
(8)特別障がい者手当、障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当の所得制限の限度額表	78
(9)補装具費支給における来所相談または意見書の要否	79
(10)難病対象疾病一覧	80~83
(11)市有施設使用料等減免施設一覧	84~88
(12)自立支援給付に係るサービス事業所一覧	89~94
(13)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧	95~97
(14)相談支援事業所一覧	98~99
(15)地域生活支援事業登録・指定事業所一覧	100~101

1 相談等の窓口

(1) 行政等相談窓口

相談窓口	連絡先	相談内容等	
山形市福祉事務所	山形市旅籠町 2-3-25 TEL:641-1212(代表) FAX:632-7091(障がい福祉課)	各種相談(障がい者に対する虐待・差別等)、援護、各種制度の申請等の窓口になっています。 ※市内6か所の委託相談支援事業所にも障がいに関する相談業務等を委託しています(次頁参照)。	
	相談内容	担当課	窓口番号
	障がい者福祉制度	障がい福祉課	市役所2階 28
	高齢者福祉制度	長寿支援課	市役所2階 27
	介護保険制度	介護保険課	市役所2階 26
	児童福祉制度 (保育所、児童手当、 放課後児童クラブ等)	こども未来課	市役所1階 11
		保育育成課	市役所1階 11
こども家庭支援課		市役所2階 10	
生活保護	生活福祉課	市役所2階 25	
山形県身体障がい者 更生相談所	山形市十日町 1-6-6 山形県保健福祉センター内 TEL:627-1197 FAX:627-1114	身体障がい者の専門的な相談、補装具・更生医療に関する診断・判定、巡回相談、身体障がい者手帳(山形市以外)の交付等を行っています。	
山形県中央児童相談所	住所:同上 TEL:627-1195 FAX:627-1114	18歳未満の子どものさまざまな問題の相談、専門的な調査・判定、療育手帳の判定、必要な指導等を行っています。	
山形県村山保健所	住所:同上 子ども家庭支援課 TEL:627-1203 FAX:627-1139	特定医療費(指定難病)の申請窓口になっています。 ※なお、山形市保健所健康増進課では難病の相談を承っております。 (TEL:616-7272)	
山形県精神保健福祉 センター	山形市小白川町 2-3-30 TEL:624-1217 FAX:624-1656	精神保健福祉に関する業務や相談を行っているほか、心の健康相談専用ダイヤル(TEL:631-7060)を設置しています。	
山形公共職業安定所 (ハローワークやまがた)	山形市桜町 2-6-13 TEL:684-1521 FAX:684-2448	障がい者の職業相談・職業紹介の専門窓口を設置しています。また、雇用保険の給付や職業訓練のあっせん等も行っています。	
山形障害者職業センター	山形市小白川町 2-3-68 TEL:624-2102 FAX:624-2179	ハローワークとの密接な連携の下、就職に向けた相談や職業評価、職場定着・復職のための相談などを行っています。	
村山障害者就業・生活支援 センター (ワークライフサポート ふうれ)	山形市桜田南 1-19 TEL:615-8152 FAX:665-1415	障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する助言、就職活動支援、職業準備性に係る支援、職場実習の調整等、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携をとり、本人と家族への支援を行っています。	
日本年金機構 山形年金事務所	山形市あかねヶ丘 1-10-1 TEL:645-5111 FAX:645-5117	国民年金・厚生年金等の相談、申請等の窓口となっています。	
山形労働基準監督署	山形市緑町 1-5-48 TEL:608-5257 FAX:624-8220	仕事や通勤が原因で負傷した方に対して、治療費の補償 ^(※1) 、休業補償 ^(※2) 、後遺症の補償、義肢や車椅子の支給等を行っています。(※1、※2は治ゆ(症状固定)前のものが対象)	

相談窓口		連絡先	相談内容等
山形市社会福祉協議会		山形市城西町 2-2-22 TEL:645-9230 FAX:645-9236	相談、情報提供、ボランティア育成等の地域福祉活動の推進、生活福祉資金の貸付等の窓口となっています。
民生委員・児童委員		担当地域は、生活福祉課へお問合せください。	さまざまな福祉の相談、支援を行い、関係機関と協力し地域福祉の増進を図っています。
身体障がい者相談員		p.66 に記載しています。	山形市から委託された相談員が、障がい者やその家族からの相談、関係機関との連絡を行っています。
山形市委託相談支援事業所(相談支援センター)	山形コロニー相談支援センター	山形市桜田南 1-19 TEL:641-2626 FAX:666-8853	山形市から委託を受けた、障がいに関する相談窓口です。 障がいに関する様々な相談に対し、専門的職員が必要な情報を提供するとともに、 ・行政や事業所などの機関との連絡調整 ・福祉サービス利用申請手続きの受付 ・福祉タクシー券の交付 ・障がい者の人権擁護(虐待・差別等)に関する相談受付等を行います。 障がいの種別を問わず、各種相談は無料で利用できますので、お気軽にご利用ください。
	向陽園地域生活支援センター心音	山形市江俣 1-9-26 TEL:679-3244 FAX:679-3744	
	地域活動支援センター おーる	山形市城南町 2-4-25 TEL:647-4266 FAX:647-4268	
	山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	山形市城西町 2-2-22 TEL:646-5660 FAX:645-9073	
	相談支援事業所 まんさく	山形市蔵王半郷 1366-2 TEL:688-3531 FAX:688-3532	
	ゆあーず	山形市宮町 1-3-36 TEL:666-8381 FAX:666-8385	
障がい者 110 番 (障がい者なんでも相談室)		山形市大字大森 385 (山形県身体障害者福祉協会内) TEL・FAX:687-5333	障がいのある方や、そのご家族または関係者の方からの日常生活での心配ごとや悩み相談を行っています。 月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く。)
山形県福祉サービス運営適正化委員会		山形市小白川町 2-3-31 TEL:626-1755 FAX:626-1770	福祉サービス利用のことで、事業者に直接話をしたくないときや事業者との話し合いでは解決できなかったときの相談を行っています。
山形県難病相談支援センター		山形市小白川町 2-3-30 TEL・FAX:631-6061 (小児慢性専用) TEL:664-0179	難病や小児慢性特定疾病に関する相談、情報提供、ピアサポートや難病カフェ等の地域交流を行い、安定した療養生活の支援を行っています。
山形県聴覚障がい者情報支援センター		山形市小白川町 2-3-30 TEL・FAX:666-7616	手話通訳者による相談支援や聴覚障がいに対応した情報提供、各種情報機器の貸出し等を行っています。
山形県高次脳機能障がい者支援センター		山形市行才 126-2 (国立病院機構山形病院内) TEL:681-3394 FAX:681-3134	脳卒中や交通事故などにより、脳が損傷し、言葉や記憶、行為などに障がいが生ずる高次脳機能障がいに関する相談を行っています。
視覚支援センター (山形県立山形盲学校内)		上山市金谷字金ヶ瀬 1111 TEL:672-4116 FAX:672-4117	乳幼児～成人の目の不自由な方、見え方に不安がある方及び関係者への相談・支援を行っています(電話相談は随時受付、来校は予約が必要)。

相談窓口	連絡先	相談内容等
山形市成年後見センター	山形市城西町 2-2-22 TEL:674-0680 FAX:645-9073	精神等の障がいや認知症により、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度などに関する相談を行っています。
山形県立山形職業能力開発専門校	山形市松栄 2-2-1 TEL:644-9227 FAX:644-6850	障がい者が就職に必要な知識と技術を身につけるための各種職業訓練を実施しています。 なかでも、事業所内を訓練場所とする「インターンシップコース」においては、事業所の実際の業務に沿った職業訓練を行います。

2 身体障がい者手帳

(1) 身体障がい者手帳

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

身体障がい者手帳は、一定の障がいの状態にあることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受けの際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続を簡略にし、より容易に援助を受けることができるようになります。

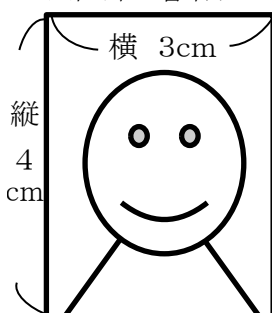
【対象者】 視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく、肢体(上肢、下肢、体幹など)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓等の機能に永続的な障がい認められる方

【申請に必要なもの】 **マイナンバーの確認が必要な手続です。**

新規、障がい等級変更	申請書、15条の指定医による診断書※、顔写真(縦4cm×横3cm)
紛失、破損	申請書、顔写真(縦4cm×横3cm)
住所・氏名変更、転入	申請書(変更届)、身体障がい者手帳
死亡、非該当	申請書(返還届)、身体障がい者手帳
転出	転出先市区町村の窓口へ手帳をお持ちください。

※山形県内で指定を受けている医師は、山形県及び山形市のホームページで確認することができます。

※医師の署名日から3か月以内の診断書をご提出ください。



身体障がい者手帳に貼付する顔写真は各種サービスをご利用の際に本人確認として提示を求められる場合があります。左図のような胸から上で顔全体が写っている写真の添付をお願いします。

※以下の場合には撮り直しをお願いする場合があります。

例) 帽子をかぶっている(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う場合を除く)、写真のサイズが小さい、写真用紙に印刷されたものではない、写真の顔が小さすぎる、顔全体が写っていない等

(2) 身体障がい者更生相談所の来所相談

窓口	山形県身体障がい者更生相談所		
TEL	627-1365	FAX	627-1114

身体障がい者手帳の取得及び補装具の交付などのため、無料で専門的な相談及び医学的判定を行っています。判定対象障がいは聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体です。来所相談は事前に電話予約が必要です。

※ただし、肢体の身体障がい者手帳に関する判定は程度変更の場合に限ります。

(3) 山形市における身体障がい者手帳所持者数(令和5年3月31日現在)

障がい名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	217	204	23	36	74	37	591
聴覚・平衡機能障がい	83	141	92	406	9	246	977
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	61	52			133
肢体不自由	783	763	839	1,575	1,194	351	5,505
内部障がい	2,163	29	580	858			3,630
合計	3,256	1,147	1,595	2,927	1,277	634	10,836

(2) 自立支援医療(育成医療)

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	内線	549・550

医療を受ける前に手続が必要です。育成医療は、山形市内に居住する身体に障がいのある児童、又は、治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童(18歳未満)が、心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために行われる医療に給付される制度です。自己負担額は原則として医療費の1割の額となりますが、低所得世帯及び重度かつ継続して医療が必要と認められる方には、負担上限月額が設定されます。**マイナンバーの確認が必要な手続です。**

対象者	身体に障がいのある児童、又は治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できる方 (「世帯」 ^(※1) の市民税額が一定額を超えるときは対象外となる場合あり。)
対象医療	斜視手術、眼瞼挙筋短縮術、外耳道形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正、関節形成術、心房中隔欠損閉鎖術、内部・内臓障がいによる手術等 育成医療による治療を行うことができる指定医療機関は、山形県及び山形市のホームページで確認することができます。 ^(※2)
重度かつ継続の対象範囲	①腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい、肝臓機能障がい(心臓、肝臓は移植後の抗免疫療法に限る。) ②医療保険の高額療養費で多数該当の方
申請に必要な書類等	①申請書、②育成医療意見書、③世帯・収入状況等申告書(非課税世帯で申請者が障がい・遺族年金等及び障がい者手当等の収入を受けている場合、その金額がわかる書類(対象期間の年金振込通知書、通帳の写し等)、 ④申請者と同一医療保険に加入する家族の医療保険証、⑤身体障がい者手帳、⑥特定疾病療養受療証(人工透析療法を行っている方)

※1 「世帯」の範囲は、受診者と同一医療保険の加入者の範囲(一部特例あり)

※2 医療機関の医療相談員に相談してください。

	← 一定所得以下		← 中間的な所得		→ 一定所得以上	
	← 「生活保護」	← 「低1」	← 「低2」	← 「中間1」	← 「中間2」	→ 「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 5,000円		負担上限額 10,000円	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			経過的特例(R6.3.31まで) 負担上限額 5,000円		負担上限額 10,000円	
			重 度 かつ 継 続			
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円	

※入院時の食費(標準負担額)については自己負担となります。

- ・「低1」:受診者が市町村民税非課税世帯に属し、受診者の収入(障がい年金・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等を含む)が80万円以下(受診者が18歳未満の場合は保護者全員の収入がそれぞれ80万円以下)
- ・「低2」:受診者が市町村民税非課税世帯に属し、低1以外のもの
- ・「中間1」:受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象となる方が納めている市町村民税所得割額の合計が3万3千円未満
- ・「中間2」:受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象となる方が納めている市町村民税所得割額の合計が3万3千円以上23万5千円未満
- ・「一定以上」:受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象となる方が納めている市町村民税所得割額の合計が23万5千円以上

(3) 重度心身障がい(児)者医療給付制度

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

心身に著しい障がいがある方の医療費(保険診療分)の自己負担額を軽減する制度です。

【対象者の要件】

1 障がいの要件(次のいずれかの障がいがある方)

- ・身体障がい者手帳1、2級
- ・療育手帳A
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級
- ・特別児童扶養手当1級
- ・公的年金各法の障がい年金1級
- ・身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B

2 所得要件

受給対象者の市民税所得割額が23万5千円未満の方

※市民税所得割額及び所得税額は18歳以下の扶養親族がいる場合、扶養控除の加算分を反映して算定します。所得による判定等については、担当窓口へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】 マイナンバーの確認が必要な手続です。

障がい者手帳等の対象者であることを証明できるもの、健康保険証、印鑑、身元を確認できるもの

【一部負担】

受給対象者及び受給対象者の扶養義務者(健康保険の被保険者、又は税金上の扶養義務者)の所得税が課税されている方がいる場合は一部負担があります。

(4) 親子健やか医療給付制度

窓口	こども家庭支援課 医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	559・576		

ひとり親家庭等(両親または父母の一方が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者を含む。)の親子の医療費(保険診療分)の自己負担額を無料にする制度です。

【対象者の要件】

次の要件を満たすひとり親家庭等の構成員の方

- ・ひとり親等が18歳以下の児童を扶養していること(税申告・健康保険)
- ・ひとり親家庭等の親又は養育者の前年中(1月～6月申請の場合は前々年)の所得税が非課税であること
- ・ひとり親家庭等の親又は養育者に就労等による収入があり、その収入により生計を維持していること

※所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養親族がいるときは扶養控除の加算分を反映して所得税の判定をしますので対象となる場合があります。

※就労されていない方でも、次のいずれかに該当するときは対象となる場合があります。

- ・求職活動又は就労に向けた活動を行っている
- ・職業能力の開発・向上のために職業訓練校等、専修学校等に在籍している
- ・傷病により長時間(おおむね1か月以上)の在宅での安静又は入院が必要
- ・親族の介護を行う必要がある

(5) 後期高齢者医療制度

窓口	国民健康保険課 高齢者医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	353 ・ 359		

65歳以上で75歳未満の下記の対象者は、後期高齢者医療制度への加入を選択することができます。後期高齢者医療制度へ加入することにより、現在加入している健康保険に比べ、保険料の負担や医療費の負担が軽減される場合がありますので、国民健康保険課9番窓口でご相談ください。

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ①療育手帳A判定
- ②精神障がい者保健福祉手帳1、2級
- ③障がい基礎年金1、2級の受給者
- ④身体障がい者手帳1～3級、4級の一部^(※)

(※)「4級の一部」で該当する障がい

- (ア) 音声又は言語機能の著しい障がい
- (イ) 両下肢のすべての指を欠く
- (ウ) 一下肢の下腿1/2以上を欠く
- (エ) 一下肢の機能の著しい障がい

【申請に必要なもの】

上記の対象者であることが証明できる国民年金等証書又は障がい者手帳等、及び現在加入している健康保険の被保険者証、特定疾病療養受療証、減額認定証・限度額適用認定証、**対象者のマイナンバーがわかるもの**

(6) 高額療養費

山形市国民健康保険の場合

窓口	国民健康保険課 国保医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	357 ・ 358		

同じ月内にかかった医療費が高額になったとき、現在加入している健康保険に申請することにより、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。山形市国民健康保険の加入者が該当した場合、医療機関等にかかった月の約2か月後に世帯主あてに申請書を郵送します。

【申請に必要なもの】

郵送された申請書、申請書に記載されている医療機関からの領収書(原本)、診療を受けた方の保険証、世帯主の認印、世帯主名義の通帳、世帯主の**マイナンバーがわかるもの**

(7) 特定疾病療養受療証について

山形市国民健康保険の場合

窓口	国民健康保険課 国保医療係		
TEL	641-1212	FAX	624-8396
内線	357・358		

人工透析が必要な慢性腎不全などの特定の病気で長期にわたり高額な医療費がかかる場合、保険者から「特定疾病療養受療証」の交付を受けると、毎月の自己負担額が10,000円までとなります。(人工透析が必要な70歳未満の上位所得者は20,000円)。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ①人工透析を行う必要のある慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

【申請に必要なもの】 該当の方の保険証、マイナンバーがわかるもの、
上記疾病を証明する医師の証明書等

(8) 鍼灸マッサージ等施術費の助成

窓口	山形市福祉文化センター		
TEL	642-5181	FAX	625-2150

70歳以上の方を対象に、はり灸マッサージ等の施術費を助成しています。

【対象者】 70歳以上の山形市民の方

【助成額】 800円/回、12回まで

【申請】 福祉文化センター、長寿支援課、各公民館及びコミュニティセンターに用意してある申請書

窓口	各医療機関の相談窓口
----	------------

(9) 医療相談

医療機関のなかには、医療ソーシャルワーカーを配置しているところがあります。医療生活上のことについて、ご相談ください。

なお、神経難病について、次の専門相談窓口が設置されています。

- ・国立病院機構山形病院医療福祉相談窓口(難病診療カウンセラー)

住所:山形市行才 126-2 TEL:684-5566 FAX:681-9477

相談時間:月～金(9:00～16:30)

(10) 在宅ねたきり高齢者等歯科診療

窓口	山形市歯科医師会		
TEL	632-1108	FAX	632-1109

在宅等で療養を行っており、疾病のため歯科医院に通院することが困難な方に往診治療を実施しています(一部負担金有り)。

4 日常生活

(1) 障がい児・者補装具費 (購入・借受け・修理)の支給

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする補装具費(購入・借受け・修理)を支給します。なお、交付種目、金額、耐用年数等について基準があります。

※介護保険の適用を受けることのできる方は、介護保険制度が優先されます。

【対象者】身体障がい者手帳の交付を受けている方、及び難病患者等(対象疾患については p.80～p.83 参照)。
[障がいの種類、等級及び症状に応じて支給種目が違います。]

【種目】視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、歩行補助つえ等

【申請】所定の申請書、指定医による意見書(意見書の要否は p.79 参照)、補装具の見積書、身体障がい者手帳が必要です。手帳をお持ちでない難病患者等の方は、対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書及び特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証)が必要です。**マイナンバーの確認が必要な手続きです。**

【費用】市町村民税非課税世帯は0円、市町村民税課税世帯は1割負担(負担上限月額37,200円)。ただし、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外となります。

(2) 障がい児・者日常生活用具の給付

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

在宅障がい児・者に、日常生活を支援するための用具を給付、また、住宅改修に係る費用の一部を給付します。 ※介護保険の適用を受けることができる方は、介護保険制度が優先されます。

【対象者】身体障がい者手帳の交付を受けている方、及び難病患者等(対象疾患については p.80～p.83 参照) [障がいの種類、等級及び症状に応じて支給種目が違います。]

【給付品目】①下肢・体幹機能障がい……特殊寝台(電動ベッド)、入浴補助用具、住宅改修工事等
②上肢機能障がい……特殊便器等
③視覚障がい……視覚障がい者用時計、点字図書、拡大読書器等
④聴覚障がい……聴覚障がい者用通信装置、屋内信号装置等
⑤音声・言語機能障がい……聴覚障がい者用通信装置、携帯用会話補助装置等
⑥呼吸器機能障がい……ネブライザー、電気式たん吸引器等
⑦腎臓機能障がい……透析液加温器
⑧直腸・ぼうこう機能障がい……ストーマ装具等
⑨共通……火災警報器、自動消火器

※給付種目、対象者等の
詳細は p.67～p.73 参照。

【申請】

(ア)住宅改修工事以外の申請

所定の申請書、給付を受けたい用具のカタログ又は見積書(ストーマ装具を除く)、身体障がい者手帳、非課税世帯で対象者が障がい・遺族年金等及び障がい者手当等の収入を受けている場合、その金額がわかる書類(対象期間の年金振込通知書、通帳の写し等)が必要です。申請は購入前に手続きをしてください。

(イ)住宅改修工事の申請

所定の申請書、工事図面(平面図)、工事の見積書、用具のカタログ、改修工事前の写真、身体障がい者手帳、非課税世帯で対象者が障がい・遺族年金等及び障がい者手当等の収入を受けている場合、その金額がわかる書類(対象期間の年金振込通知書、通帳の写し等)が必要です。ただし、借家の場合は貸主の承諾書が必要です。申請は購入前及び工事着工前に手続きをしてください。

※(ア)、(イ)ともに手帳をお持ちでない難病患者等の方は、対象疾患に罹患していることがわかる証明書(診断書及び特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証)が必要です。

マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【費用】 基準額内であれば原則1割負担(所得に応じて負担上限あり)。ただし、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外となります。

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

軽度・中等度難聴の児童に補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

【対象者】 聴覚障がいによる身体障がい者手帳交付の対象とならない18歳未満の児童

(原則として、聴力レベル30dB以上70dB未満の方が対象ですが、30dB未満であっても医師が装用を認めた場合は対象となります。)

【申請】 所定の申請書、指定医による意見書、補聴器の見積書、世帯の課税状況を確認できる書類(転入者のみ)が必要です。

【費用】 基準額の範囲内で、補聴器購入に要する費用の3分の1負担。ただし、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外となります。

※助成対象となる補聴器の品目、基準額等の詳細については、お問い合わせください。

(4) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

小児慢性特定疾病に罹患している児童等に、日常生活を支援するための用具を給付します。

【対象者】 身体障がい者手帳による日常生活用具給付の対象とならない小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている18歳未満の児童(18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。)

[障がいの種類、等級及び症状に応じて支給種目が異なります。]

【給付品目】 特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター等

【申請】 所定の申請書、意見書、小児慢性特定疾病医療受給者証、給付を受けたい用具のカタログ、世帯の課税状況が確認できる書類(転入者のみ)が必要です。購入前に手続きをしてください。

【費用】 市町村民税の課税状況に応じて自己負担額が設定されます。

※給付対象となる種目、基準額、自己負担等の詳細については、お問い合わせください。

(5) 在宅酸素療法者支援助成金交付

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の方が、在宅酸素療法に係る酸素濃縮器を使用した場合に、その電気料金の一部を助成します。

【対象者】 市内に住所を有する方で、呼吸器機能障がいによる身体障がい者手帳(1級・2級を除く)を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している方(施設入所者で電気料金を負担していない方や、退院の見込みのない長期入院をしている方は、助成の対象にはなりません。また、身体障がい者手帳1級・2級の方は助成の対象にはなりません。)

【申請】 助成金受給対象者登録申請書、酸素濃縮器使用指示証明書又は診療明細書の写し(酸素濃縮器の使用がわかるもの、新規登録の方は開始月の明細が必要になる場合があります。)、助成金支給申請書、身体障がい者手帳、印鑑が必要です。

※対象者としての登録申請は年1回です。また、助成金の支給申請は、9月(4～9月分)、3月(10～3月分)の年2回です。申請の時期は「広報やまがた」でお知らせします。

【助成額】 一人につき月額1,600円

(6) 人工透析患者通院交通費助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	549・550		

腎臓機能障がい者の方が、人工透析を受けるために医療機関へ通院するのに要した交通費の一部を助成します。

【対象者】 身体障がい者手帳に腎臓機能障がいの記載のある方
(本人及び同居家族全員の所得税が非課税である方)

【申請】 所定の申請書・通院(方法)報告書、身体障がい者手帳、印鑑、(世帯全員の課税証明書などの課税資料(転入者のみ))が必要です。

※年2回(4～9月分)・(10～3月分)に分けて助成します。申請の時期は「広報やまがた」でお知らせします。

【助成額】 助成額は、通院交通費(鉄道、バス等の交通機関を利用した場合はその運賃の額、自家用自動車による場合は1km当たり15円で計算した額)の実支出額と次表に定める基準月額のいずれか低い方の額となります。

通院距離(往復)	基準月額
15km 未満	1,500 円
15km 以上 30km 未満	2,000 円
30km 以上	3,000 円

(7) 紙おむつの給付

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566・569		

常時失禁状態にある重度の障がい児・者を介護している方に紙おむつを支給します。

【対象者】個別等級1～2級の肢体不自由児・者(上肢・下肢・移動・体幹機能障がい)又は療育手帳A判定の重度の障がい児・者の方で、常時失禁状態が1ヶ月以上続く方。ただし、介護している方の属する世帯の世帯員全員が、当該年度の市町村民税及び県民税の合計額が14万円未満の場合(対象者が入院している場合は、介護している方の属する世帯の世帯員全員が、当該年度の市町村民税及び県民税が非課税の場合)に限られます。

また、施設入所者、生活保護受給者は対象となりません。

【申請】 所定の申請書(申請書には、医師又は民生委員児童委員等の証明が必要となります)、身体障がい者手帳又は療育手帳が必要です。

【支給上限】 月額7,000円を助成の上限とし、紙おむつを現物で支給します。

※紙おむつの使用者が65歳以上の場合は、要介護4、もしくは要介護5の認定を受けているもしくはこれに相当する心身状態の方を介護している方が対象となりますが、詳細については長寿支援課にお問い合わせください。

(8) 車いすの貸出

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	874		

短期間(概ね1か月以内)で利用される方に、車いすを無料で貸し出します。旅行や一時利用の場合を想定しており、長期的な利用を目的としたものではありません。大人用と子供用があります。

【対象者】山形市内にお住まいの方(身体障がい者手帳をお持ちでない方も利用できます。)

【申請】 所定の申請書、身分証明書が必要です。

※貸し出しできる車いすの台数には限りがありますので事前に電話でお問い合わせください。

(9) 緊急通報システム

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	874		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566・569		

日常生活を送るうえで注意を要する一人暮らしの身体障がい者又は高齢者が、急病等の緊急事態に緊急通報用のペンダントのボタンで通報することで、消防署や警察署、協力員の方々により救助される態勢を確保します。なお、協力員を2名以上確保していただく必要があります。

【対象者】①歩行困難等で緊急時に電話までの移動が困難な一人暮らしの重度身体障がい者
②疾病等のため日常生活上注意を要する一人暮らしの高齢者

【登録申請】 所定の申請書、身体障がい者手帳(65歳未満の場合)が必要です。

【費用】 無料

(10) 雪かき支援の相談

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・549		

65歳以上の場合

窓口	各地区の地域包括支援センター 長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566・569		

居住している住宅(アパート、集合住宅等を除く。)の玄関から生活道路までの雪かきについてお困りの方で、次のいずれかの世帯要件を満たし、対象要件のすべてに該当する方は各窓口までご相談ください。

【世帯要件】 次のいずれかの世帯であること

① 障がい者のみの世帯

(65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級いずれかを所持)のみで構成されている世帯)

② 高齢者のみの世帯

(65歳以上の心身が虚弱であり、または何らかの障がいをもつ方のみで構成され、他に同居する方がいない世帯)

③ ①と②の組み合わせの世帯

【対象要件】 以下のすべての要件を満たしている方

- ・自力で雪かきをすることができない方
- ・市内に親族がいない、親族がいても身体的な理由で支援が得られない方
- ・地域のボランティアなどの支援が得られない方
- ・同じ住所にお住まいの方々全員の当該年度の市町村民税及び県民税が非課税であること

(11) 雪下ろし等の補助事業

【山形市豪雪対策本部が設置された日から閉鎖するまでの期間】

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566・569		

高齢者、障がい者及び母子世帯の豪雪による被害を未然に防止するため、雪下ろし及び間口処理ができない方に対し、雪下ろし及び間口処理にかかる経費について補助金を交付します。

【対象者】 同じ住所にお住まいの方々全員の当該年度の市県民税が非課税であり、自力で雪下ろしができず、家族・親族等でも援助できる方がいない世帯で、以下の①から⑦のいずれかに該当する世帯

① 65歳以上の高齢者のみで他に同居する方がいない世帯

② 要介護3以上の認定をもっている方のみで他に同居する方がいない世帯

③ 身体障がい者手帳1級～3級を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯

④ 療育手帳(A判定)を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯

⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方のみで他に同居する方がいない世帯

⑥ 母親とその家族(18歳未満)の世帯

⑦ 上記①から⑥の組み合わせの世帯

※住民税額の課税状況については、確認できる場合のみで結構です。

※生活保護世帯及び中国残留邦人等の属する世帯の雪下ろしについては、生活福祉課
(内線 594)にお問い合わせください。

【申 請】

(ア) 雪下ろしについて

担当民生委員の方から、雪下ろし作業前に状況確認の上、申請書裏面の「民生委員児童委員記入欄」に署名いただき、補助金交付申請書(指定様式)、請求書(作業明細が記載されている書類)、領収書をご提出ください。補助金の額は1回あたり54,000円を上限とし、申請者の口座に振り込まれます。

(イ) 間口処理について

間口処理後、補助金交付申請書(指定用紙)、間口処理前と処理後の写真、請求書(作業明細が記載されている書類)、領収書をご提出ください。補助金の額は1回あたり6,000円を上限とし、申請者の口座に振り込まれます。

(12) 緊急を要するスズメバチの巣の駆除

65歳未満の場合

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

65歳以上の場合

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		

自己又は家族が所有し、現に居住している住宅及び敷地において近隣等へ迷惑のかかるハチの巣の駆除を行う専門業者を派遣します。次のいずれかの世帯要件を満たし、対象要件のすべてに該当する方は各窓口までご相談ください。(※アシナガバチやミツバチの巣は対象外となります。)

【世帯要件】 次のいずれかの世帯であること

- ・障がい者のみの世帯
(65歳未満の障がい者(身体障がい者手帳1級～3級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級いずれかを所持)のみで構成されている世帯)
- ・高齢者のみの世帯
(65歳以上の心身が虚弱であり、又は何らかの障がいを持つ者のみで構成され、他に同居する者がいない世帯)

【対象要件】 以下のすべての要件を満たしていること

- ・山形市内に親族や支援を行う者がいないこと
- ・同じ住所にお住まいの方々全員の当該年度の市町村民税及び県民税が非課税であること

(13) 介護保険

認定の場合

	介護保険課 認定第一・第二係		
TEL	641-1212	FAX	624-8887
内線	842 ~ 845		

給付の場合

窓口	介護保険課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	624-8887
内線	846 ・ 847		

【対象者】

①65歳以上の方(第1号被保険者)
認定を受けることにより、介護保険制度のサービスが利用できます。

②40～64歳の方(第2号被保険者)
右記の特定疾病1～16が原因で、介護が必要となった場合に、認定を受けることにより介護保険制度のサービスが利用できます。

【居宅サービス支給限度基準額】

(福祉用具購入、住宅改修を除く)
(令和5年4月現在)

認定区分	支給限度基準額/月
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

特定疾病

- 1 筋萎縮性側索硬化症
- 2 後縦靭帯骨化症
- 3 骨折を伴う骨粗鬆症
- 4 多系統萎縮症
- 5 初老期における認知症
- 6 脊髄小脳変性症
- 7 脊柱管狭窄症
- 8 早老症
- 9 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- 10 脳血管疾患
- 11 パーキンソン病関連疾患
- 12 閉塞性動脈硬化症
- 13 関節リウマチ
- 14 慢性閉塞性肺疾患
- 15 両側の膝関節又は股関節の著しい変形を伴う変形性関節症
- 16 がん(がん末期)

【申請】 申請先：介護保険課

必要な物：①第1号被保険者:介護保険被保険者証、加入している医療保険の被保険者証
②第2号被保険者:加入している医療保険の被保険者証

【自己負担額】 サービスにかかった費用の1割から3割(負担割合証をご確認ください。)

【対象サービス】

	サービスの種類	内 容
居宅サービス	訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。通院等を目的とした、乗降介護(介護タクシー)も利用できます。
	訪問入浴介護	介護士と看護師が自宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

	サービスの種類	内 容
居宅サービス	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
	短期入所生活／療養介護 (ショートステイ)	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。
	特定施設入所者生活介護	介護保険施設として認められた有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 <対象品目> 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排泄処理装置
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)	入浴や排泄等に使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。(支給限度基準額は同一年度で10万円) ※指定を受けた「特定福祉用具販売事業所」から購入した場合に限ります。 <対象品目> 腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、排泄予測支援機器
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修をした際は、費用を支給します(支給限度基準額は一人20万円。改修費の支給を受けるためには、工事の前に事前申請が必要になります。)	
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院(療養病床等)	長期にわたり療養を必要とする方に、介護・医療・機能訓練等を提供します。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
	認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。

<次ページに続く>

	サービスの種類	内 容
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護のサービスを提供します。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

(14)市営・県営住宅の優遇措置

市営住宅の場合

窓口	山形市市営住宅管理センター		
TEL	673-0300	FAX	673-0301

県営住宅の場合

窓口	山形県すまい情報センター		
TEL	647-0781	FAX	646-7099

市営・県営住宅の入居の申し込みにおいて、一定の要件を満たす障がい者世帯に対しての優遇措置があります。詳しくは、市・県の各窓口までお問い合わせください。

(15)山形市避難行動支援制度

窓口	防災対策課 地域防災係		
TEL	641-1212	FAX	624-8847
内線	380・381		

災害時に、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援が受けられるように、平常時から要支援者本人、地域の皆さまと山形市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

詳しくは上記窓口もしくは、福祉各課の窓口までご連絡ください。

【要支援者】

- ①75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- ②重度身体障がい者（身体障がい者手帳1級及び2級所持者）
- ③重度知的障がい者（療育手帳A所持者）
- ④重度精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級所持者）
- ⑤特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ⑥介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ⑦上記以外で避難支援を希望する者

【主な内容】

平常時

- ①山形市は、上記の要支援者(施設入所者等を除く)の名簿を作成します。
- ②地域の避難支援等関係者への情報提供に同意した方の名簿については、地域の避難支援等関係者に提供します。
- ③要支援者は、地域の避難支援等関係者と相談しながら、災害時の避難先や支援者についての個別計画を作成し、市へ提出します。
- ④市へ提出した個別計画については、避難支援者、地域の避難支援等関係者へ情報提供されます。

災害時

- ・山形市から地域の避難支援等関係者へ、要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供し、安否確認等に活用されます。

(16) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークの場合

窓口	山形県障がい福祉課		
TEL	630-3303	FAX	630-2111

ヘルプカードの場合

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	397・625		

ヘルプマーク・ヘルプカードは、障がいのある方が、配慮や手助けをお願いしたいことなどを記入し、普段の生活や緊急時、災害時などに周囲の人に提示することで、手助けを求めやすくするものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードの提示を受けた方は、できる範囲での手助けや思いやりのある行動をお願いします。

【配布対象者】

身体、知的、精神に障がいのある方、難病患者などの方で希望する方(障がい者手帳等の有無は問いません。) ※障がい者手帳等をお持ちの方が、必ず持つ必要があるということではありません。

【ヘルプマークの主な配布場所】

- ・山形市障がい福祉課
- ・山形県障がい福祉課
- ・村山総合支庁地域健康福祉課(村山保健所)

【ヘルプカードの主な配布場所】

- ・山形市障がい福祉課及び市民相談課の窓口
- ・山形市委託相談支援事業所(※p.2 参照)



(17) 介護マーク

介護マークは、介護中であることを周囲に理解していただくことを目的としたものです。高齢者や障がいのある方を介護、支援している方、けがや病気などで介護、支援が必要な方もご活用いただくことが可能です。ご利用にあたり申請が必要となります。

介護マークを見かけた方は、温かく見守りをお願いします。

窓口	長寿支援課 長寿福祉係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	566 ・ 569		



(18) ごみ出し支援事業

窓口	ごみ減量推進課 分別収集係		
TEL	641-1212	FAX	624-9928
内線	694 ・ 695 ・ 696 ・ 686		

自らごみを集積所へ排出することが困難な方で、親族等の協力を得られず、世帯全員が①か②の要件に当てはまれば支援を受けることができます。

詳しい内容、申請方法につきましては、担当課までお問い合わせください。

【対象者要件】

①高齢者^{*1}(アのいずれかの認定等を受け、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 受けている認定等	イ 利用している介護保険サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定 ・要支援認定 ・総合事業^{*2} 事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問型サービス(従前相当) ・共生型訪問型サービス ・訪問型サービスA

※1 第2号被保険者の方を含む

※2 山形市介護予防・日常生活支援総合事業

②障がい者(アのいずれかの手帳を所持し、かつイのいずれかのサービスを利用している方)

ア 所持している手帳	イ 利用している障がい福祉サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護

(19) ごみ袋支給事業

窓口	ごみ減量推進課 循環型社会計画係		
TEL	641-1212	FAX	624-9928
内線	689		

家庭系ごみの有料化による負担を軽減するため、下記の該当世帯にごみ袋を支給しています。
詳しい内容や要件、申請方法につきましては、担当課までお問い合わせください。

【対象世帯要件】

(1) 所得要件(世帯員全員の令和5年度市県民税が非課税で、かつ所得がない世帯)を満たし、次の①～③のいずれかに該当する世帯

※ただし、給与収入、年金収入がある方は、所得の金額が一定の基準を下回る際は、該当する場合があります。

① 高齢者世帯(令和5年7月1日現在で世帯員全員が65歳以上の世帯)

② 障がい者世帯

- ・1級・2級の身体障がい者手帳を所持している方がいる世帯
- ・A判定の療育手帳を所持している方がいる世帯
- ・1級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯

③ 一人親等世帯

- ・配偶者と死別または離別等により、妻又は夫が18歳以下の児童(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯
- ・両親がいない状態の18歳以下(障がい児は20歳未満)を扶養している世帯

(2) 生活保護世帯

(3) 中国残留邦人世帯(生活支援給付受給世帯)

※社会福祉施設等への入所や病院等へ長期入院している方は支給対象外となります。

※7月2日以降に上記(1)①以外の要件で対象となった世帯は、随時申請を受け付けます。

5 社会参加

(1) 身体障がい者用自動車改造費の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

身体障がい者の方が自ら自動車を運転するために必要な自動車の改造費を助成します。

【対象者】 次のすべてに該当する方

- ① 肢体不自由者(上肢、下肢、移動、体幹機能障がい)の方で、自身が所有・運転する車について、操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要のある方
 - ② 特別障がい者手当で用いる所得制限を越えない世帯に属する方(p. 78 参照)
- ※以前にもこの助成金の支給を受けたことがある場合には、5年以上経過した方に限ります。

【助成額】 改造に要する経費で 15 万円を限度とします。

【申請】

所定の申請書、身体障がい者手帳、自動車運転免許証、自動車検査証、改造前の改造部分の写真、自動車の改造を行う業者の見積書(改造額がわかるもの)、改造部分のカタログ、障がい・遺族年金等の受給者は前年の年金受給額が確認できる書類、通帳、印鑑、世帯全員の課税証明書(転入者のみ)が必要です。

※ 改造後の申請は受けることができません。

(2) 重度身体障がい者介護用車両 改造費・購入費の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

重度の身体障がい者又はその障がい者と生計を一にしている方が、車いすの使用に配慮した自動車への改造又は車いすの使用に配慮した自動車を購入した場合に助成します。

【対象者】 次のすべてに該当する方

- ① 市民税又は所得税が非課税の世帯
 - ② 下肢・移動機能障がい1～2級、体幹機能障がい1～3級の身体障がい者本人又はその方と生計を一にする方
- ※以前にもこの助成金の支給を受けたことがある場合には、5年以上経過した方に限ります。

【対象改造】

車いすに乗ったまま昇降可能なリフトまたはスロープ、助手席等の回転シートまたはリフトアップシート、車いす収納装置、スライドステップ等

【助成額】

改造に要する経費の 1/2 とし、20 万円を限度とします。

【申請】

<車いすの使用に配慮した自動車への改造の場合>

所定の申請書、身体障がい者手帳、自動車運転免許証、自動車検査証、改造前の改造部分の写真、自動車を改造する業者の見積書(改造金額がわかるもの)、改造部品のカタログ、通帳、印鑑、世帯全員の課税証明書(転入者のみ)が必要です。

<車いすの使用に配慮した自動車を購入の場合>

所定の申請書、身体障がい者手帳、自動車運転免許証、自動車を購入する業者の見積書(ベース車と介護車両の見積書)、ベース車と介護車両のカタログ(車両本体価格のわかるもの)、通帳、印鑑、世帯全員の課税証明書(転入者のみ)が必要です。

※ 改造、購入とも契約後の申請は受けることができません。

(3) 身体障がい者自動車運転免許取得費の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

身体障がい者の方が自動車の運転免許を取得したときに要した経費の一部を助成します。

【対象者】 肢体不自由者(上肢、下肢、移動、体幹機能障がい)

【助成額】 運転免許取得に要した経費の2/3とし、10万円(自ら運転するために改造した車両を持ち込んだ場合には15万円)を限度とします。

【申請】 所定の申請書、身体障がい者手帳、自動車運転免許証、教習所の卒業証明書の写し、教習所に支払った金額を証明するもの、通帳、印鑑が必要です。

※免許取得後3か月以内に申請してください。

(4) 交通料金の割引

(ア) バス運賃の割引等

障がい者手帳の提示によりバス運賃が割引または免除されることがあります。

●山交バス

手帳の提示により運賃が半額になります。

【対象】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
※各種手帳は写真が添付してあるもののみ有効

【問合せ先】

山交バス 営業部 乗合課

●ベニちゃんバス 東くるりん&西くるりん

手帳の提示により運賃が半額になります。

【対 象】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の所持者（介助の同行者1名を含む。）※手帳を所持していない方でも、車いすを利用している方（介助の同行者2名までを含む）は半額になります。

【問合せ先】

山形市役所公共交通課公共交通係 641-1212(内線 438・926)

●ヤマコウチェリカ

山交バスの一般路線バスおよびベニちゃんバスで障がい者用ヤマコウチェリカをご利用いただくと自動的にバス運賃が割引されます。

●路線バス

【問合せ先】各バス会社

(対象者や対象路線、割引率等の詳細は各バス会社にお問い合わせください。)

(イ) タクシー運賃の割引

障がい者手帳の提示によりタクシー運賃の割引を受けることができます。ただし、事業所によっては割引対応していないところもあります。乗車の際は、確認のうえご利用ください。

【対 象 者】 身体障がい者手帳、療育手帳の所持者

【割 引 率】 10%割引

【問合せ先】 各タクシー事業所

※タクシー運賃の割引は義務付けられているものではなく各事業所の判断で実施されています。

(ウ) 国内航空運賃の割引

航空路線の国内線を利用する場合、障がい者手帳の提示により運賃の割引を受けることができます。

【対 象 者】

12歳以上で、以下の手帳の交付を受けている方及びその介護者1名

- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳

【問合せ先】 各航空会社

※割引運賃額、割引対象者、適用日等は各航空会社で異なります。ご利用前に必ず各航空会社に確認をお願いします。

(エ) JR等鉄道運賃の割引

【対象者】身体障がい者手帳、又は療育手帳の交付を受けている方

【内容】切符の発売窓口で障がい者手帳の提示により50%割引を受けることができます。

(JRの場合)

※小児定期乗車券は割引されません。

身体障がい者手帳・療育手帳の種別	乗車券等の種類	割引対象の区分	介護者付		単独
			本人	介護者	本人
第1種 療育A	普通乗車券	片道100km以内	○	○	—
		片道100kmを超える場合	○	○	○
	定期乗車券	本人が12歳以上	○	○	—
		本人が12歳未満	—	○	—
急行券 (特急券は除く)		○	○	—	
第2種 療育B	普通乗車券	片道100kmを超える場合	○	—	○
	定期乗車券	本人が12歳未満	—	○	—

【問合せ先】各鉄道会社（JR以外の公営及び民営の鉄道についてもほぼJRに準じて割引を行っています。利用の際、窓口でお問い合わせください。）

(オ) 有料道路通行料金の割引

窓口	障がい福祉課 管理係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	874		

市役所の窓口で登録申請が必要です。

有料道路の通行料金の50%割引を受けることができます。

	必要書類等	対象者
障がい者手帳提示による割引	①身体障がい者手帳又は療育手帳 ②運転者の運転免許証 ③車検証 ^(※1) （自動車を事前登録しない場合は不要）	【障がい者本人が運転する場合】 ・身体障がい者手帳の所持者
ETC利用による割引（自動車の事前登録が必要）	①～③の他に ④障がい者本人名義のETCカード ^(※2) ⑤ETC車載器セットアップ証明書	【家族等が運転し、障がい者本人が同乗する場合】 ・第1種の身体障がい者手帳の所持者 ・療育手帳A判定の所持者

※1 自動車(営業用の自動車は除く。)の名義は障がい者本人、生計を一にしている方、常時介護している方のいずれかである必要があります。

※2 本人が18歳未満の場合のみ親権者又は後見人名義でも可。

・R5.3.27から、事前登録されていない自動車(親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)等)も、手帳提示で割引対象となりました。

・R5.3.27から、ETC利用割引のオンライン申請が導入されました。URL(<https://www.expressway-discount.jp>)

【問合せ先】

東日本高速道路株式会社等の有料道路ETC割引登録係 TEL:045-477-1233

FAX:045-474-1110

NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル TEL:0570-024-024

(PHS・IPはこちらから) TEL:03-5308-2424

(5) タクシー運賃・自家用自動車給油料金の助成

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・549・550		

重度の障がい者の社会参加を図るため、タクシーを利用した場合に運賃の一部を、自家用自動車にガソリン又は軽油を給油した場合に給油料金の一部を助成します。

【内 容】

種類	対象者	交付枚数	助成額	制 限	交付窓口
普通タクシー券	①身体障がい者手帳1級～3級 ②療育手帳A判定 ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級	24枚/年 (視覚障がい1級(個別等級)の方は36枚/年)	運賃に対し 500円/枚	目的制限無 距離制運賃 介護料対象外 ※1、※3、※4	・山形市委託 相談支援事業所 (p.2 参照) ・山形市役所 障がい福祉課
リフト付タクシー券	身体障がい者手帳所持者のうち、下肢、体幹、移動機能障がいの個別等級が1級～2級の方	24枚/年	運賃に対し 大型車 2,870円/枚 中型車 2,450円/枚 小型車 1,960円/枚	目的制限無 時間制運賃 介護料対象外 ※1、※2、※4	
福祉給油券	①身体障がい者手帳1級～3級 ②療育手帳A判定 ③精神障がい者保健福祉手帳1級～3級	12枚/年	給油料金に対し 500円/枚	目的制限無 ※1、※4	

【申 請】

所定の申請書、障がい者手帳

※普通タクシー券、リフト付タクシー券、福祉給油券、高齢者移送サービスのいずれかひとつの申請になります。

【利用方法】

普通タクシー券、リフト付タクシー券…乗車時に障がい者手帳を運転手に提示し、降車時に手帳番号、名前を記入した普通タクシー券・リフト付タクシー券を運転手にお渡しください。

福祉給油券…給油時に給油所の係員に障がい者手帳を提示し、手帳番号、名前を記入した福祉給油券をお渡しください。

※1: 山形市が指定するタクシー会社・ガソリンスタンドでのみ利用できます。

※2: リフト付タクシー券を距離制運賃の普通タクシーで利用することはできません。

※3: 車椅子をご利用の方で普通タクシー券を利用できる場合があります。

※4: 各券は1回3枚まで利用できます。

※5: 券種は残枚数に応じて交換できます。

(6) 駐車禁止除外指定車標章

問合せ窓口	TEL	FAX
山形警察署 交通窓口	627-0110	622-4404
山形県警察本部交通規制課	626-0110	622-4404

身体障がい者手帳の交付を受けている方等で、公安委員会の定めた基準の障がいを有し、歩行が困難であると認められる場合は申請に基づき、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
	移動機能	1級から2級までの各級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級
呼吸器機能障がい		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級

- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、重度の障がいを有し、歩行が困難と認められる場合
- ・山形県が発行する療育手帳の交付を受けている方で、重度の障がいを有する場合
- ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級の障がいを有する場合
- ・色素性乾皮症患者の方(昼間に限る)

【申 請】

①新規: 山形警察署、山形市役所障がい福祉課

※障がい福祉課での申請は身体障がい者手帳所持者のみが対象となります。また、受付後、山形県身体障がい者交通安全友の会を経由して公安委員会へ提出するため日数がかかります。

②更新: 山形警察署(交付受領まで2、3週間かかります。)、山形県身体障がい者交通安全友の会

(TEL : 686-3690)

※後日標章の受け取りも同じ窓口になります。

必要書類 : 駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定申請書(警察署窓口にて配付)、障がい者手帳

(7) 高齢運転者等専用駐車区間制度

問合せ窓口	山形警察署交通窓口
TEL	627-0110

公共施設などの近くの道路に設置された高齢者等の専用駐車スペース(高齢運転者等専用駐車区間)に駐車する際には、県公安委員会が交付した標章が必要となります。

【対象者】普通自動車の運転免許を受けているご本人が以下のいずれかに該当する場合

- 70歳以上の方
- 聴覚障がい又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている方
- 妊娠中または出産後8週間以内の方

【申請】 山形警察署

必要書類： 標章申請書(警察署窓口にて配付)、運転免許証、自動車検査証、※妊娠中又は
 出産後8週間以内の方は、母子手帳等妊娠の事実または出産の日を証明できる書類

(8) 身体障がい者等用駐車施設利用証

* 制度導入府県(令和4年7月現在) 41府県1市

窓口	山形県健康福祉部地域福祉推進課		
TEL	630-2268	FAX	632-8176
住所	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1		

窓口	村山総合支庁地域健康福祉課 (村山保健所庁舎内)		
TEL	627-1143	FAX	622-0191
住所	〒990-0031 山形市十日町一丁目 6-6		

県内の公共施設や民間施設などの、「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示が設置された車いす使用者用駐車施設へ駐車の際は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」の表示が必要になります。なお、下記41府県1市で利用証の相互利用ができます。(令和4年7月1日現在)

エリア名	都道府県又は市町村
北海道・東北	岩手県 山形県 福島県 秋田県 宮城県
関東	栃木県 茨城県 群馬県 千葉県 埼玉県 川口市
甲信越・北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県
東海	岐阜県 静岡県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	島根県 鳥取県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

【対象者等】

	対象者	有効期間	提出書類
身体障がい者	別表(次頁)のとおり	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・身体障がい者手帳の写し(氏名、住所、障がい名及び等級が記載された箇所)
知的障がい者	療育手帳の障がい程度欄「A」	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・療育手帳の写し(氏名、住所、障がいの程度が記載された箇所)
高齢者	介護保険「要介護度1」以上	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・介護保険被保険者証の写し(氏名、住所、要介護状態区分が記載された箇所)
難病者	特定医療費(指定難病)受給者又は特定疾患医療受給者	交付要件に該当しなくなるまで	・交付申請書 ・特定医療費(指定難病)受給者証の写し又は特定疾患医療受給者証の写し(氏名、住所、受給者番号、疾病名が記載された箇所)

	対象者	有効期間	提出書類
妊産婦	妊娠7か月から産後1年の方 (産後については、乳児を同伴している場合に限り使用ができるものとする)	妊娠7か月から産後1年まで	・交付申請書 ・母子手帳の写し(表紙、分娩予定日が記載された箇所)
けが又は病気の方	補装具等の使用を要する方	車いすや杖等の使用期間で最長1年(更新可)	・交付申請書 ・診断書の写し(任意様式) ・身分証明書(運転免許証等)の写し

※ 来庁による代理申請の場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要です。

※ 郵送による申請も可能です。

※ 交付手数料は無料です。

※ 身体障がいの対象者は下記のとおりです。

身体障がい区分		等級	
視覚障がい		1級～4級	
聴覚	聴覚障がい	該当なし	
	平衡機能障がい	1級～5級	
音声言語機能障がい		該当なし	
肢体不自由	上肢機能障がい	1級～2級	
	下肢機能障がい	1級～6級	
	体幹機能障がい	1級～5級	
	脳原	上肢機能障がい	1級～2級
		移動機能障がい	1級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障がい		1級～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級	

(9) ふれあいバスの運行

窓口	生活福祉課 地域福祉係		
TEL	641-1212	FAX	666-8684
内線	768		

福祉団体等が研修、訓練等を行う場合や社会福祉に関する大会、研修等に参加する際に、福祉バスを運行します。

ご利用の際は**予約が必要**になります。詳しくは担当課、又はホームページをご参照ください。

【対象】 営利を目的としない山形市内に拠点を置く団体(1団体につき年間6回まで使用可能です。)

【費用】 利用料は無料ですが、通行料、駐車料は利用団体の負担になります。

(10) リフト付き福祉バス

窓口	身体障がい者保養所「東紅苑」		
TEL	0237-43-2061	FAX	0237-43-2422

リフト付き福祉バス「はばたき号(定員 22 人(運転手を除く))」を運行します。

【費用】 利用料、ガソリン代は無料ですが、通行料、駐車料は自己負担になります。

【備考】 利用希望日15日前までのお申し込みが必要です。運転手付ですが、運転手の宿泊料は利用者負担となります。車椅子は2台固定可能です。

(11) 福祉有償運送

窓口	長寿支援課 地域包括支援係		
TEL	641-1212	FAX	624-8398
内線	565		

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービスです。対象者、料金等の内容は各法人で異なります。

【問合せ先】

(令和5年4月1日現在)

法人名(事業所名等)	事業所住所	TEL FAX	運送区域	備考
生活協同組合共立社 (山形本部)	山形市上柳 67-1	686-6284 686-6263	山形市、上山市、 天童市、山辺町	
(社福)愛泉会 (向陽園ホームヘルプステーション心音)	山形市大字長谷堂 4687	676-5875 676-5876	山形市、上山市、 天童市、中山町	車いす車 あり
(特非)ハート・ルート・ドライブ	山形市あかねヶ丘 2-11-16-205	090-8615- 8315	山形市、上山市、 天童市	車いす車 あり
(特非)すみれ会	山形市あかねヶ丘 2-15-10	645-0580 (兼)	山形市	
(特非)かみのやま福祉運送サービス	上山市新町 1-9-29	679-4231 679-4232	山形市、上山市	車いす車 あり
(特非)マーガレット移動サービス	山形市中桜田 2-5-15	633-9680	山形市、上山市、 中山町、山辺町	
(特非)グローバル福祉サービス	山形市小白川町 2-3-31(3階)	674-9533 674-9536	山形市、上山市	車いす車 あり
(特非)虹のネットワーク	山形市八森 126-5	625-3488 625-3887	山形市、上山市、 天童市、山辺町	
(特非)すまーとえいど	上山市弁天 1-9-19	674-8848	山形市、上山市、 天童市、中山町、 山辺町	

(12) 青い鳥郵便葉書の配布

問合せ先	TEL
日本郵便(株)山形中央郵便局	0570-943-561
日本郵便(株)山形南郵便局	0570-075-497

重度の障がい者の方に対し、葉書20枚を無料で配付しています。

【対象者】 身体障がい者手帳1～2級の所持者、療育手帳A判定の所持者

【申請】 お近くの郵便局へ身体障がい者手帳又は療育手帳を提示し、所定の用紙にて申請してください。受付期間は4月1日から5月31日までです。

(13) 携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話各社で、障がい者、特定疾患患者の方への携帯電話の基本使用料等の割引サービスを実施しています。割引内容は各社で異なりますので各ショップ又は取扱店等にお問合せください。

【対象者】 携帯電話の契約名義人で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証の所持者等

(14) NTT電話番号案内サービス (ふれあい案内)

問合せ先	NTT東日本ふれあい案内事務局		
TEL	0120-104174	FAX	0120-104134

障がい者手帳をお持ちの方で電話帳の利用が困難な方は、登録することにより、NTT番号案内を無料で受けることができます。

【対象者】

身体障がい者手帳(視覚障がい1～6級、上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい1～2級、聴覚障がい2級～4級・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい3級～4級)、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の保持者、戦傷病者手帳(視力の障がい特別項症～第6項症、上肢の障がい特別項症～第2項症、聴覚障がい第2項症・第4項症、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい第1項症・第2項症・第4項症)

※記載内容は、令和4年9月現在のものです。

◎FAXによるお問合せの注意事項

- ・FAXでお申込書、障がい者手帳等は送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・返信はFAXでいたしますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

(15) 郵便等による不在者投票と代理記載制度

窓口	選挙管理委員会事務局		
TEL	641-1212	FAX	624-8417
内線	752		

身体の障がいにより歩行や外出が困難な選挙人が、選挙の際、投票所へ出向くことなく自宅等で郵便等により投票(不在者投票)ができる制度です。

また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、投票用紙等への記載が困難な方については、代理記載(あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙等への記入を代理で行ってもらう)制度もあります。

【対象者】

①郵便等による不在者投票

・身体障がい者手帳の所持者で下表に該当する方

障がい名	個別等級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい	1級～3級
免疫、肝臓の機能障がい	1級～3級

・介護保険の被保険者証の所持者で、要介護状態区分が「要介護5」の方

②代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、上肢、視覚障がい1級の方

※上肢、視覚の障がい1級であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によって郵便等投票を行うことはできません。

【申請】

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」が必要です。申請書(本人の署名必要)に身体障がい者手帳又は介護保険被保険者証を添えて選挙管理委員会に申請します。

選挙の際は、郵便等による不在者投票を行うため、選挙管理委員会へ投票用紙を請求します。

請求期限は、選挙期日の4日前までになります。

※お持ちの身体障がい者手帳では、この制度に該当するかわからないときは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※身体障がい者手帳により、この制度に該当するか確認できない場合(個別等級が確認できない場合)は、山形市長の発行する障がい程度証明書が必要です。

※「郵便等投票証明書」の申請は、随時受付しています。

(16) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓口	障がい福祉課		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	596		

聴覚障がい者等が病院や公的な機関等に行くとき、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者を無料で派遣します。要約筆記には「ノートテイク(手書き・パソコン)」と「全体投影(手書き・パソコン)」があります。

【対象者】 山形市に居住し、派遣を必要とする聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者等

【申請】 所定の申請書で利用しようとする日のおおむね3日前までの申請が必要です。

(17) 電話リレーサービス

窓口	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス		
TEL	03-6275-0912	FAX	03-6275-0913

聴覚や発語に困難がある方と、きこえる方を通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながります。

利用には、事前の登録が必要になりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

【対象者】 聴覚や発語に困難がある方

【登録申請】 アプリもしくは郵送による登録手続きが必要となります。

(18) ビデオ通話による遠隔手話通訳の実施

窓口	障がい福祉課		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	596		

聴覚に障がいをお持ちの方が、手話を使用し、市役所への問い合わせ時に、スマートフォンやタブレットを利用して、無料通話アプリからビデオ通話をかけていただくことで、障がい福祉課窓口の手話通訳者等と会話ができるサービスです。

【対象者】 山形市に居住し、手話を必要とする聴覚障がい者

【登録申請】 事前の登録として、所定の申請書、身体障がい者手帳が必要です。

【備考】 利用料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。

(19) 医療機関での遠隔手話通訳サービス (新型コロナウイルス感染症にかぎります。)

窓口	山形県聴覚障がい者情報支援センター
TEL・FAX	023-666-7616

手話通訳を必要とする聴覚に障がいがある方が新型コロナウイルス感染症の疑いで医療機関を受診する際に、スマートフォンやタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを利用することができます。利用には申し込みが必要になりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

【対象者】 手話通訳を必要とする聴覚に障がいがある方

【利用方法】 発熱や咳などの症状があり新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、山形県聴覚障がい者情報支援センター(FAX 023-666-7616)に遠隔手話通訳依頼票を送信します。(依頼票は同センターのホームページからダウンロードできます。)

同センターでは、受診する医療機関と受信日時を調整した上で、受信日時と医療機関名を申込者にファクシミリでお知らせします。

遠隔手話通訳に使用する機器は、申込者自身が保有するスマートフォンやタブレット端末を原則といたしますが、これらの機器をお持ちでない場合は貸与を受けることも可能です。この場合、貸与する端末を同センターから受診医療機関に送付する必要があるため、1～2日の時間を要します。

(20) 視覚障がい者向け広報やまがたの配付

窓口	広報課 広報係		
TEL	641-1212	FAX	641-2535
内線	229・244		

希望する視覚障がい者に、広報やまがたの内容を抜粋し、点字、録音CD、音声コードにより配付します。

(21) 視覚障がい者向け市議会報の配付

窓口	市議会事務局		
TEL	642-8404 (直通)		
FAX	641-9160		

希望する視覚障がい者に、やまがた市議会報の内容を点字、録音CD、音声コードにより配付します。

(22) 点字図書・録音図書の貸出

窓口	山形県立点字図書館		
住所	山形市十日町 1-6-6		
TEL	631-5930		
FAX	627-1118		
Eメール	yamaten@ic-net.or.jp		

点字図書館は、視覚に障がいのある方や活字による読書に困難のある方がより多くの情報を手に入れるお手伝いをしています。点字や録音による図書・雑誌の貸出を行っているほか、日常生活用具などの体験や相談、生活に役立つ情報、福祉制度や関連機関の紹介などを行っています。また、中途視覚障がい者等やそのご家族などを対象に情報交換会や研修会などを開催しています。

(23) 山形市特別支援学校等通学支援事業

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	590・873		

特別支援学校や山形市立の小学校又は中学校の肢体不自由児学級へ通学している児童・生徒に対して、タクシーや福祉有償運送を利用した、自宅等と在籍している学校間における登下校の通学支援を行います。

【対象者要件】 次のいずれにも該当する児童・生徒

- ①山形市に住所がある児童・生徒
- ②山形市に住所がある保護者がおり、保護者の送迎によって自宅(肢体不自由学級在籍の児童・生徒については学区外にある自宅)から通学している児童・生徒
- ③車両による移動において、運転手以外の特別な介助が不要で、1人で乗車することができる児童・生徒

【利用申請】 次の書類を障がい福祉課へ提出してください。

①利用申請書

②在学証明書

③指定校変更決定通知書 ※肢体不自由学級在籍の児童・生徒のみ

【利用者負担】 実際にかかった運賃の1割

【備考】 医療的ケアが必要な児童・生徒の利用については障がい福祉課へご相談ください。
上記対象者要件③を満たさない場合でも、利用できることがあります。

6 税の控除や各種サービスの減免（優遇）

(1) 所得税・住民税の控除

所得税に関して

問合せ先	山形税務署
TEL	622-1611 (自動音声にてご案内します。)

住民税に関して

窓口	山形市役所市民税課		
TEL	641-1212	FAX	624-8898
内線	304～310		

納税者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合、障がいの程度により、一定の金額の所得控除(障がい者控除)を受けることができます。

※控除に該当するかどうかについては、その年(住民税は前年)の12月31日(死亡の場合は、その死亡の時)の現況により判定されます。

※詳細は担当部署までお問い合わせください。

(2) 障がい者が受けられる特例

問合せ先	山形税務署
TEL	622-1611 (自動音声にてご案内します。)

障がいのある方は、上記(1)に記載の障がい者控除のほか、国税については、次の様々な特例を受けることができます。

① 相続税の障がい者控除

相続人が障がい者であるときは、その障がい者が満85歳になるまでの年数(年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。)につき10万円(特別障がい者のときは20万円)が障がい者控除として、相続税額から差し引かれます。

② 心身障がい者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除きます。)については、所得税はかかりません。

この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

③ 特定障がい者に対する贈与税の非課税(特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権)

特定障がい者(※)の方の生活費などに充てるために、「特定障がい者扶養信託契約」に基づいて特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障がい者である特定障がい者の方については6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障がい者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障がい者とは、特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいがある方をいいます。

④ 少額預金の利子所得等の非課税

身体障がい者手帳の交付を受けている方や障がい年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、非課税貯蓄申告書等を金融機関を経由して税務署長に提出するなど、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

※詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

(3) 自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免

	窓口	TEL	FAX
軽自動車税(種別割)	山形市役所市民税課	641-1212 (内線 311)	624-8898
自動車税種別割	村山総合支庁課税課	621-8256	621-8125
自動車税環境性能割	村山総合支庁課税課	686-5990	686-4345
軽自動車税環境性能割	(漆山分室)		

障がいのある方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を受けられます。なお、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障がいのある方1人につき1台です。また、自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象外です。

【車検証の名義人】

車検証の所有者が、障がいのある方ご本人名義の自動車に限ります。ただし、障がいのある方が、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その障がいのある方と生計を同じくする方の名義でも対象となります。

売買により所有権を留保されており販売業者等が所有者となっている場合は、使用者が障がいのある方であれば減免の対象となります。

【運転の形態】

本人運転	身体障がい者又は戦傷病者の方本人が運転するもの
家族運転	障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために、継続的に、生計を同じくする方が運転するもの
介護者 運転	世帯全員が障がいのある方で、その障がいのある方の通学、通院、通所、生業のために、常時介護する方が継続して日常的に運転するもの

【運転の頻度】

家族運転の場合は月1回以上、介護者運転の場合は週3回以上、障がいのある方のために運転することが要件となります。

【対象者】

①身体障がい者手帳の所持者で、下表に該当する方

障がいの区分		本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合	
身 体 障 が い 者	視覚障がい	1級～4級	本人運転に同じ	
	聴覚障がい	2級、3級	本人運転に同じ	
	平衡機能障がい	3級	本人運転に同じ	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出者に限る)	軽自動車税は本人運転に同じ	
	肢 体 不 自 由	上肢	1級 2級のうち両上肢障がいの方	本人運転に同じ
		下肢	1級～6級	1級、2級 3級のうち両下肢障がいの方
		体幹	1級～3級、又は5級	1級～3級
乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 が い	上肢	1級 2級のうち両上肢障がいの方	本人運転に同じ	
	移動	1級～6級	1級、2級 3級のうち両下肢障がいの方	

	障がいの区分	本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合
身体障がい者	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1級又は3級	本人運転と同じ
	肝臓機能障がい	1級～3級	本人運転と同じ
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	本人運転と同じ

② 療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者(本人運転を除く)

③ 戦傷病者手帳の所持者(申請先へ問い合わせください)

【申請に必要なもの】(軽自動車税(種別割)はマイナンバーを確認できるものが必要です)

※₁証明書の有効期限についてはお問合せください

本人運転	①自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書 ②自動車税種別割納税通知書(毎年5月上旬に郵送)(定期賦課時のみ) ③自動車税(環境性能割・種別割)申告書 ※新規登録・名義変更登録時のみ 軽自動車は不要	④自動車検査証(車検証)の原本 ⑤運転免許証(実際に運転する方のもの)の原本 ⑥身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の原本
家族運転	①～⑤本人運転と同じ ⑥身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の原本 ⑦使用目的を証する書類(通院証明書、通学証明書、通所証明書等) ※ ₁ ⑧住民票謄本(世帯全員分の住民票の写し) 障がいのある方と運転者が世帯分離している場合、又は別居している場合は、それぞれの住民票謄本(軽自動車は不要) ※ ₁	⑨【別居の場合のみ必要】 障がいのある方と運転者が生計を一にしていることを証明する直近の書類 (例)源泉徴収票、確定申告書の控、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の写し等
介護者運転	①～⑥家族運転と同じ ⑦障がいのある方のみで構成される世帯全員の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し	⑧住民票謄本(障がいのある方のみで構成される世帯の住民票謄本) ⑨自動車運行計画証明書 ⑩常時介護する者が障がい者のために運転する旨の誓約書

【申請時期・申請窓口】 ※₂月割減免の減免額は、申請した月の翌月分から3月分までの月割額となります。

減免申請する自動車	自動車税種別割	自動車税環境性能割	申請時期	申請先
既に所有している自動車(4月1日現在、障がい者の方本人名義で登録されている自動車)を減免申請するとき	○	—	【自動車税種別割】 納税通知書が届いてから、納期限まで。 納期限後は月割減免となり、2月末まで受付可 ※ ₂	村山総合支庁課税課
			【軽自動車税(種別割)】 納税通知書が届いてから、納期限まで。	山形市役所市民税課

減免申請する自動車		自動車税 種別割	自動車税 環境性能割	申請時期	申請先
新車を取得して減免申請するとき		○	○	【自動車税環境性能割】 自動車の登録日 【自動車税種別割】 自動車の登録日から2月末まで受 付可※ ₂	村山総合支庁 課税課 漆山分室
ナンバーの付いていな い中古車を取得して減 免申請するとき	自動車税 環境性能割	課税 される	○		
		課税 されない	○	—	
ナンバーの付いている 中古車を取得して減免 申請するとき(家族名義 を本人名義に変更する 場合を含む)	自動車税 環境性能割	課税 される	翌年度分 から減免	○	自動車の登録日
		課税 されない	○	—	登録日の翌年度の納税通知書が 届いてから納期限まで。 納期限後は月割減免となり、2月 末まで受付可※ ₂

(4) 個人事業税の非課税

問合せ先	村山総合支庁課税課		
TEL	621-8260	FAX	621-8125

両眼の矯正視力が0.06以下の視覚障がい者で、あんま・マッサージ・指圧、はり、灸、柔道整復、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、個人事業税が課税されません。

(5) 日本放送協会(NHK)放送受信料の 免除

問合せ先	NHK山形放送局経営管理企画センター		
TEL	625-9522	FAX	625-9540

	要件	必要書類等
全額免除	障がい者手帳所持者が 世帯構成員 で、 世帯全員 の市町村民税が 非課税	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯全員)</u> 、 <u>最新の課税証明(世帯全員分)</u> ※ ₁ ※ ₂
半額免除	下記のいずれかに該当する方が 世帯主 で 受信契約者 ①視覚障がい者又は聴覚障がい者 ②身体障がい者手帳1級～2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の障がい者	障がい者手帳、印鑑、 <u>住民票の写し(世帯主が記載されているもの)</u> ※ ₁

※₁ 山形市の窓口(障がい福祉課28番窓口)において申請書類を記入し、該当者であることの証明を受けることで、下線部分の書類提出を省略することができます。

※₂ 全額免除を申請する場合、申請する年の1月1日現在において山形市以外に住所のあった方は、山形市で課税状況の確認ができないことから、前住所地で課税証明を取得し、添付していただく必要があります。

(6) 市営駐車場・駐輪場料金の減免

問合せ先	一般財団法人山形市都市振興公社
TEL	631-0831

障がいのある方が乗車している車やバイク・自転車を下記の市営駐車場等に駐車・駐輪した場合、障がい者手帳の提示により料金が免除されます。詳しい方法は精算前に駐車場・駐輪場の係員にご確認ください。

【対象者】 身体障がい者手帳1～3級の所持者、療育手帳の所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の所持者

【対象施設】

市営駐車場〔半額免除〕	市営駐輪場〔全額免除〕
山形市中央駐車場(市庁舎南側)	山形駅東口交通センター駐輪場
山形市香澄駐車場(市民会館北側)	山形市霞城セントラル駐輪場
山形市大手町駐車場 (霞城公園東大手門入口)	
山形市済生館前駐車場	
山形駅東口交通センター駐車場	
山形駅西口駅前広場駐車場 ※	

※山形駅西口駅前広場駐車場は無人となりますので、備え付けのインターホンで係員をお呼びください。なお、係員の到着までは5～10分程度を要しますのでご了承ください。

(7) 市有施設使用料の免除

山形市にお住まいの障がい者の方が市有施設を利用する場合、個人使用料等が無料になります。利用の際に障がい者手帳を提示してください。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び介助者1名

【対象施設】 1回あたりの個人の普通使用料が定額で設定されている施設

対象施設一覧は p.84～p.87をご参照ください。

(8) その他の施設使用料の免除

障がい者手帳の提示により、入館料等が免除されます。

【対象者】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

【対象施設】

施設	免除対象
鈴川ことぶき荘 ※対象は60歳以上	入浴料
山形県立博物館	入館料
教育資料館(旧山形師範学校本館)	入館料

(9) 障がい者手帳アプリ「ミライロID」

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 549		

ミライロIDをスマートフォンにダウンロードし、障がい者手帳の情報を登録することで、ミライロ ID の提示により、障がい者手帳を提示した場合と同様に使用料等の割引や減免を受けることができます。

【使える場所】(障がい者割引など)

公共施設、交通機関、レジャー施設など全国約 4,000 ヶ所の協力事業所

※詳しい登録方法はミライロIDのホームページをご覧ください。

(10) 福祉定期預金制度

障がい年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方等は、一般の利率より有利な定期(福祉定期預金)を利用することができます。

各金融機関にお問い合わせください。

(11)生活福祉資金の貸付

問合せ先	山形市社会福祉協議会		
TEL	676-7223	FAX	645-9073

他の制度が利用できない障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を目指し、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となり、生活支援を基に無利子または低利子で資金貸付を行うものです。

ご相談窓口は山形市社会福祉協議会、貸付機関は山形県社会福祉協議会になります。山形県社会福祉協議会が審査し貸付の適否を決定します。

【対象者】

障がい者手帳等の交付を受けている方の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。世帯の所得状況によっては、審査の結果、該当にならないことがございます。

【ご利用に際して】

- ① 原則として「連帯保証人」が必要です。
- ② 申込時から償還(返済)完了まで、お住いの地域の民生委員及び社会福祉協議会等の関係者が継続して相談支援を行います。
- ③ 必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、各種奨学金、母子父子寡婦福祉資金、日本政策金融庫、その他各金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

【内 容】

資金種類	貸付対象経費(一例)	貸付限度額・償還期間
福祉資金 福祉費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	各経費によって異なる
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	
	福祉用具等の購入に必要な経費	
	生業を営むために必要な経費	

(12)点字郵便物の郵便料金の減額等

点字のみを掲げたもの^(※)を内容とする場合

に、次の商品が利用できます。

※詳しい内容に関しては、問合せ窓口にお尋ねください。

郵便物等の種類	料金等
点字郵便物	無料
点字ゆうパック	別表のとおり

<別表>

サイズ	60	80	100	120	140	160	170
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

7 年金・手当

国民年金に関して

(1) 障がい年金

窓口	市民課 国民年金係		
TEL	641-1212	FAX	624-8411
内線	402・403		

障がい基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがにより一定の障がいの状態になった場合、障がい基礎年金を受けることができます。

【受給要件】 次の3つの要件を満たしている方（日本に住民票がある方）

①初診日が**65歳未満**にあること(ただし、老齢年金を繰上げて受給していないこと)

○初診日…障がいの原因となる傷病で初めて医師の診察を受けた日
(初診日の証明がとれないと請求できない場合があります。)

②障がいの程度が国民年金法で定める1級、2級に該当していること(**身体障がい者手帳の等級とは基準が異なります。**)

○障がいの程度の目安

1級(年金法による)…介助を受けなければ日常生活を送ることができない程度

2級(年金法による)…必ずしも介助は必要ないが、日常生活を送る上で困難を有しており、労働により収入を得ることができない程度

③次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

・初診日の属する月の前々月までの期間のうち保険料の納付と免除期間の合計が2/3以上あること

・初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと

※20歳前に初診日がある場合は保険料納付要件は必要ありませんが、所得要件があります。

【請求方法】

○認定日請求…初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病が治った日(固定した日)に請求する方法

○事後重症請求…認定日時点では障がいの程度が軽いため、障がい年金の等級に該当しなかったが、その後悪化した時点で請求する方法。ただし、65歳の誕生日の前々日までが請求期限となります。

【年金額】 障がいの等級及び支給される年金制度により支給額は異なります。

[障がい基礎年金]

1級(年金法による) 年額 993,750円 (令和5年4月現在)

2級(年金法による) 年額 795,000円 (令和5年4月現在)

※年金受給者によって生計が維持されており、かつ、18歳未満(障がいの程度が1級か2級の状態にある子は20歳未満)の子を養育している場合は加算があります。

※厚生年金については、下記の日本年金機構山形年金事務所に、共済年金については、それぞれの共済組合にお問い合わせください。

厚生年金:日本年金機構山形年金事務所

TEL:645-5111 FAX:645-5117

(2) 特別障がい者手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

20歳以上であって、心身に著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

【対象者】 20歳以上で次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (p.75 参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 病院等(老人保健施設を含む)に3か月以上入院していない

【手当額】 月額 27,980円 (令和5年4月以降)

【申請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※本人が公的年金を受給している場合は、年金証書、前年度の年金受給金額がわかるもの(年金通知書や振込みされた通帳など)が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【所得制限】 本人又は、生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(p.79 参照)

※認定期間(1年・2年・3年・4年・5年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(3) 障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給します。

【対象者】 20歳未満であって次の要件を全て満たしている方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (p.76 参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 公的年金を受給していない

【手当額】 月額 15,220円 (令和5年4月以降)

【申請】 所定の診断書等、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。

※マイナンバーの確認が必要な手続きです。

【所得制限】 本人又は、生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の所得が基準を超えた場合は支給が停止されます。(p.79 参照)

※認定期間(1年・2年・3年・4年・5年・永久)があります。再認定の際は診断書等の提出が必要です。

(4) 特別児童扶養手当

窓口	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589・873		

心身に重度又は中度の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。

【対象者】 20歳未満で以下の条件を満たす児童を養育している方

- ① 障がいの状態が基準を満たしている (p.77～78 参照)
- ② 施設に入所していない
- ③ 障がい年金等を受給していない

【手当額】 月額 1級 53,700円 (令和5年4月以降)

2級 35,760円 (令和5年4月以降)

【申請】 所定の診断書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、通帳が必要です。**マイナンバーの確認が必要な手続です。**

【所得制限】 本人や扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます(p.79 参照)。

(5) 山形市重度心身障がい者福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

【対象者】 公的年金及び特別障がい者手当を受給していない、在宅で心身に障がいを有する下記のいずれかに該当する方を扶養している方に支給します。

- ① 20歳以上で身体障がい者手帳1級・2級所持者
- ② 20歳以上で知能指数が概ね35以下(療育手帳A程度)で、日常保護を必要とする方
- ③ 65歳以上で日常生活に支障がある在宅寝たきりの方

【手当額】 月額 4,000円 (年2回、9月・3月に口座振込)

【申請】 身体障がい者手帳などの障がいの程度を証明するものがが必要です。

(6) 山形市重度心身障がい児福祉手当

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

【対象者】 心身に障がいをもつ20歳未満の在宅の児童で、障がいの程度が特別児童扶養手当該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止または受給できない養育者に支給します(児童と養育者が同居している必要があります。)

【手当額】 月額 4,000円 (年2回、9月・3月に口座振込)

【申請】 療育手帳などの障がいの程度を証明するものがが必要です。

(7) 児童扶養手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558・575		

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】

父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしていない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、児童(18歳になった年度末まで・障がい児は20歳未満)を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ③受給資格者以外の父又は母と住所・生計が同じとき(一定の障がい状態の場合を除く)
- ④児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

【手当額】

手当額は**請求者及び扶養義務者等(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)**の前年所得税法上の扶養する人数に応じ規定されている所得制限限度額を確認することによって、全部支給・一部支給・全部停止(支給なし)が決まります。

(単位:月額)

対象児童数	全部支給	一部支給(所得額に応じて決定)	全部支給停止
児童が1人の場合	44,140円	44,130円～10,410円	0円
児童が2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円	0円
児童が3人目以降の加算額(1人につき)	6,250円	6,240円～3,130円	0円

※月額は令和5年4月～適用

※公的年金額が児童扶養手当額より低い方については、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

(8) 山形市健やか教育手当

窓口	こども家庭支援課 手当係		
TEL	641-1212	FAX	624-8901
内線	558・575		

山形市健やか教育手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の親、あるいは父又は母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

【対象者】

父母の離婚、死別等により父又は母と生計を同じにしていない場合、父又は母が重度の障がいがあるなどの場合に、義務教育中の児童を扶養している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方に支給します。ただし、その方の市町村民税所得割額が課税の場合は支給されません。

【手当額】 ひとり親の場合 月額 2,500円
両親のいない場合 月額 4,000円

(9) 傷病手当金 【問合せ先】各医療保険者（医療保険者名は被保険者証に記載されています。）

健康保険に加入している方が、病気やけがによる療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日以上休んで給料を受けられない場合に支給される場合があります。

【対象者】健康保険(会社の健康保険組合や全国健康保険協会)に加入している方

【支給金額】標準報酬日額の2/3

ただし、休んでいる期間に、事業主から報酬を受けた場合、同一の傷病により障がい厚生年金を受けているなどの場合は傷病手当金の金額を上限としてその差額が支給されます。

【支給期間】支給開始日から1年6か月以内

※私用中の病気やけがによるものが対象で、通勤途中、工作中的の場合は労災扱いになります。

※国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者は、適用になりません。

(10) 山形市重度障がい者介護者激励金

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542 ・ 550		

【対象者】

在宅において6か月を超える期間継続して20歳以上65歳未満の重度障がい者(ほぼ寝たきり状態の方)を介護している山形市民の方で、当該重度障がい者と同一世帯の方、又は同一世帯ではないが当該重度障がい者を常時介護している方

※「重度障がい者」とは、次の①、②のいずれにも該当する方です。

①20歳以上65歳未満で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方

②山形市が行う調査の結果、重度障がい状態であると認められる方(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)に基づく障がい程度区分又は障がい支援区分の調査において、日常生活において全面的に介助が必要と判断され、障がい程度区分又は障がい支援区分が概ね5以上に相当する方)

※「6か月を超える期間」には、連続する3ヶ月以上の病院、施設等に入院・入所している期間は含みません。

【支給額】年額 50,000円以内

【申請】障がい者手帳などの障がいの程度を証明するもの、申請者(介護者)名義の預金通帳が必要です。

※申請していただく時期は10月中旬から12月上旬までの約2か月間です。詳しくは「広報やまがた」でお知らせします。

(1 1) 心身障がい者扶養共済

窓口	障がい福祉課 給付係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	542・550		

心身に障がいをもつ方を扶養している方が加入者となって毎月掛金を掛け、その加入者が障がいの生存中に死亡または重度障がいになった場合、障がい者に年金(月額2万円、2口加入の場合は4万円)が支給されます。

【障がい者範囲】 次のいずれかに該当する障がい者で、将来独立自活することが困難と認められる方

- ①知的障がい
- ②身体障がい者手帳1～3級所持者
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度と認められる方

【加入者】 上記に該当する障がい者を扶養し、県内に住所があり、特に健康に問題のない65歳未満の方

【掛 金】	加入者の加入時の年齢	掛金月額(1口)
	35歳未満	9,300円
	35歳以上40歳未満	11,400円
	40歳以上45歳未満	14,300円
	45歳以上50歳未満	17,300円
	50歳以上55歳未満	18,800円
	55歳以上60歳未満	20,700円
	60歳以上65歳未満	23,300円

【加入申請】 所定の申請書・告知書、障がい者及び加入者の住民票の写し、障がい者手帳・障がい年金証書などの障がいの程度を証明するもの、印鑑が必要です。

(1 2) 産科医療補償制度

窓口	産科医療補償制度専用コールセンター
TEL	0120-330-637(土日祝・年末年始を除く)

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上等を図ることを目的とした制度です。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。)	補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合	
	在胎週数が 32週以上 で出生体重が 1,400g以上 、または 在胎週数が 28週以上 で 所定の要件を満たすこと 在胎週数が 28週以上 であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障がい者障がい程度等級1級または2級相当の脳性まひであること	

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5再の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>)をご参照ください。

公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター 電話 0120-330-637

8 自立支援給付制度

(1) 自立支援給付制度とは

※申請にはマイナンバーの確認が必要です。

障がい者総合支援法では、障がいがある方(難病(p.80～p.83)に罹患している方を含みます。)が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しており、障がいがある方の状況に応じて各サービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について公費で一定額を給付する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「自立支援給付」といいます。

(2) 自立支援給付制度の体系

福祉サービスに係る自立支援給付は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、地域への移行・定着のため相談等の支援を受ける場合の「地域相談支援給付」に大別することができ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

(サービスには期限の定めのあるものと、期限の定めのないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。)

<福祉サービスに係る自立支援給付の体系>

	サービスの名称	サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、主として夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービスの名称	サービスの内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がい者の就労継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	定期的な巡回や、通報を受けて行う訪問、相談等により、障がい者の状況を把握し、関係機関と連絡調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	施設に入所している人又は精神科病院に入院している人若しくは地域における生活に移行するために支援を必要とする人について、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身である人や家族の介護を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います。

(3) 計画相談支援

障がい者のより適切なサービスの利用に向けて、計画相談支援制度があります。この支援は、指定特定相談支援事業者（p.97）が実施し、障がい福祉サービスの利用者すべての方が支援対象となります。

※指定特定相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい福祉サービス利用のサポートをします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

〈計画相談支援の主な内容〉

サービス利用支援	「サービス等利用計画案」の作成	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、サービス等の種類及び内容などを記載した「サービス等利用計画案」を作成します。市では、この利用計画書案を勘案して、サービスの支給決定を行います。
	サービス事業者等との連絡調整	支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などの便宜を図ります。
	「サービス等利用計画書」の作成	支給決定の内容に基づき、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。
継続サービス利用支援	モニタリング	一定の期間ごとに、居宅訪問や面接などを行い、障がい者の生活実態と利用中のサービスが適正であるか検証します。
	サービス利用に係る調整等	モニタリングの結果、利用中のサービスが生活実態に即していない場合は、「サービス等利用計画」を変更するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。 また、新たな支給決定又は支給決定の変更が必要な場合は、当該申請の支援を行います。

(4) 支給決定までの流れ

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次のような障がい者の状況を判断したうえで、支給決定を行います。

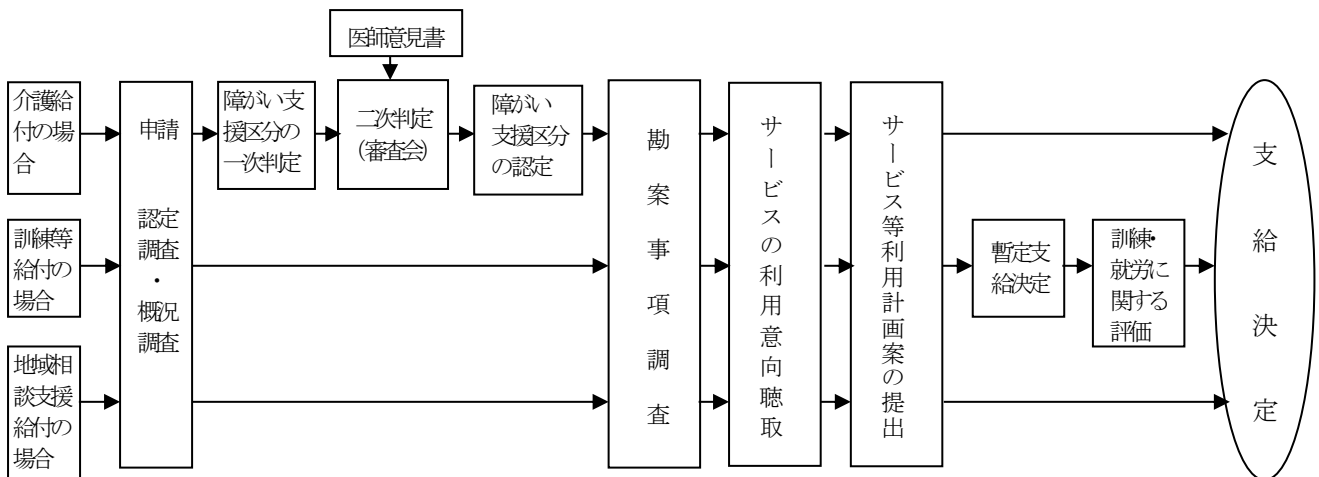
- ・障がい者の心身の状況(障がい支援区分※)
- ・社会活動や介護者、居住等の状況
- ・サービス利用の意向
- ・訓練・就労に関する評価
- ・指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案

※障がい支援区分とは

障がい支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、移動や動作等に関連する項目(12項目)、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)、意思疎通等に関連する項目(6項目)、行動障がいに関する項目(34項目)、特別な医療に関する項目(12項目)の計80項目の調査を行い、山形市障害支援区分判定審査会での総合的な判定を踏まえて山形市が認定します。

<支給決定までの流れ>



介護給付を希望する場合

① 相談（指定特定相談支援事業者(p.99 参照)へご相談ください。）



②利用申請



③認定調査・概況調査（心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等）



④障害支援区分の一次判定



⑤障害支援区分の二次判定 **【審査会】【医師意見書】**

※審査会は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する委員で構成されます。



⑥障害支援区分の認定（介護給付では区分1から6までの認定が行われます。）



⑦勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など）



⑧サービスの利用意向の聴取 ※必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。



⑨サービス等利用計画案の提出



⑩支給決定

訓練等給付を希望する場合

- ① 相談（指定特定相談支援事業者（p.99 参照）へご相談ください。）
- ↓
- ② 利用申請
- ↓
- ③ 認定調査・概況調査（心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等）
- ↓
- ④ 勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など）
- ↓
- ⑤ サービスの利用意向の聴取
- ↓
- ⑥ サービス等利用計画案の提出
- ↓
- ⑦ 暫定支給決定
- ↓
- ⑧ 訓練・就労に関する評価
 - ・一定期間、サービスを利用し、
（i）本人の利用意思の確認、（ii）サービスが適切かどうかを確認
 - ・確認ができたなら、評価項目にそった個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます。
 - ・必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。
- ↓
- ⑨ 支給決定

地域相談支援給付を希望する場合

- ① 相談（指定特定相談支援事業者（p.99 参照）へご相談ください。）
- ↓
- ② 利用申請
- ↓
- ③ 認定調査・概況調査（心身の状況に関する80項目のアセスメント調査等）
- ↓
- ④ 勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住状況など）
- ↓
- ⑤ サービスの利用意向の聴取
- ↓
- ⑥ サービス等利用計画案の提出
- ↓
- ⑦ 支給決定

(5) 利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

サービスに係る利用者負担は、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じて、次のとおり月額負担上限額(一月における利用者負担の上限額)が設定されます。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、障がいのある方が18歳以上の場合は、本人とその配偶者のみ、18歳未満(施設入所の場合は18、19歳も含む。)の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

【障がい者(18歳以上)の場合】(施設に入所している18、19歳を除く。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※20歳以上の施設入所者、グループホーム利用者を除きます(注1)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【障がい児(18歳未満)の場合】(施設に入所している18、19歳を含む。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割額28万円未満) ※通所施設、ホームヘルプ利用の場合(入所施設利用の場合を除く。)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

②同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても4区分の月額負担上限額は同じです。

同じ世帯のなかで障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合及び補装具費の支給を受けた場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、一般2に該当する世帯で、本人とその配偶者の両方が障がい福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の負担の合計は、37,200円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で37,200円を超えた分が、償還払いにより支給されます。

該当する方には、年1回(3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際は、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

③介護保険移行後の利用者負担について軽減措置が講じられます。

65歳に達する日前5年間引き続き「介護保険相当障がい福祉サービス」(※1)に係る支給決定を受けていた方で所得や障がい支援区分など一定の要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した「障がい福祉相当介護保険サービス」(※2)分の利用者負担が新高額障がい福祉サービス等給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。申請の際は、事業所に支払った領収書をご提出いただきますので、領収書は大切に保管してください。

※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれない。)

④食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます。

通所施設の食事や、入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになります。

⑤グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。

「生活保護」、「低所得」の場合、家賃の一部(上限10,000円)が補足給付されます。

⑥生活保護受給対象者にならないために利用料等の減額・免除を受けられます。

上記の負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合、生活保護へ移行することがないよう、自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(6) 留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ サービスの種類によっては同時に利用できないものがあります。
- ・ 介護保険制度が利用になれる方は、介護保険のサービスが優先されるため、利用できないサービスがあります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

9 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業とは

障がい者総合支援法では、市町村の創意工夫により、障がいがある方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の制度があります。

山形市及び山形県は、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的な取り組みを行います。

(2) 地域生活支援事業の内容

【山形市が行う事業】

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みの支援を行います。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所(相談支援センター)において、障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方に対して、成年後見制度を利用する際の支援及び費用の補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣やビデオ通話による遠隔手話通訳サービスなどを行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で、日常生活用具を必要とする障がいのある方に対して、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業 ^(※1)	心身の障がいのために屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援(個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等)を行います。 また、障がい児の学校送迎活動を支援します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターに、障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ることで、地域生活を支援します。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。

事業名	内 容
訪問入浴サービス事業 (※1)	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある方(障がい支援区分3以上)に、訪問による入浴サービスを提供します。
障がい者 自立支援訓練事業(※1)	福祉ホーム等に居住している障がいがある方に、ケアグループによる介助サービスを提供します。
生活訓練等事業(※1)	障がいのある方に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。
身体障がい者 福祉センター事業	身体に障がいのある方を対象にした講座等を開催します。
日中短期入所事業(※1)	居宅において介護者の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な障がいのある方について、施設等に短期間の入所を行い、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。ただし、宿泊を伴わないものに限りです。
タイムケア事業(※1)	障がいのある中学生・高校生に対して、学校、施設等の授業等の終了後等において、活動の場を提供します。
巡回支援専門員 整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の児童及びその父母が集まる施設等を巡回し、当該施設等の支援を担当する職員及び当該施設に通所している児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行います。
社会参加支援事業	障がいのある方を対象に、スポーツ教室開催等を行います。また、上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方の自動車運転免許取得費や自動車改造費への助成、車いすの使用に配慮した重度身体障がい者介護用車両改造費等への助成を行います。
専門性の高い相談支援事業 (※2)	発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
専門性の高い意思疎通支援 を行う者の養成研修事業(※2)	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を行います。
専門性の高い意思疎通支援 を行う者の派遣事業(※2)	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行います。

※1申請にはマイナンバーの確認が必要です。

※2山形県との共同設置になり、窓口は山形県になります。

【山形県が行う事業】

事業名	内 容
専門性の高い相談支援事業	発達障がい、高次能機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障がい者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

※各事業の詳細内容は、山形県のホームページをご参照ください。

10 児童に係る通所・入所給付制度

通所に関して

問合せ先	障がい福祉課 障がい福祉第一係		
TEL	641-1212	FAX	632-7091
内線	589 ・ 590		

入所に関して

問合せ先	山形県中央児童相談所
TEL	627-1195

(1) 児童に係る通所・入所給付制度とは

※申請にはマイナンバーの確認が必要です。

児童福祉法では、心身に障がいのある児童の療育を支援するため、施設への通所や入所をするサービスを設定しています。そして、このサービスの利用に要した費用について、公費で一定額を負担する仕組みとなっています。このサービスの利用に係る給付のことを「障がい児通所給付」、「障がい児入所給付」といいます。

(2) 給付の対象となる障がい児とは

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)、または難病(p.81～p.84)に罹患している18歳未満の児童です。障がい者手帳の有無は問いません。

(3) 児童に係る通所・入所給付制度の体系

障がい児通所給付	児童発達支援 (対象:未就学児)	通所サービス事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援 (対象:未就学児)	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に、医療機関で児童発達支援に係るサービスの内容にあわせて、治療を行います。
	放課後等デイサービス (対象:就学している児童・生徒)	学校に就学している児童につき、授業の終了後又は休業日に、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援 (対象:保育所・学校等に在籍している児童)	保育所等に通う児童につき、その保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 (対象:未就学児、就学している児童・生徒)	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
入所給付 障がい児	障がい児入所支援(※)	施設に入所し、又は医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、その必要な児童に対して治療を行います。

※障がい児入所給付については、山形県中央児童相談所にお問い合わせください。

(4) サービス利用までの流れ(障がい児通所給付)

- ① 相談 (指定障がい児相談支援事業者^(※1)(p.99、p.100 参照)へご相談ください。)↓ サービス利用に関する情報のほか、あっせん・調整及び事業所への要請等を行います。
- ② 利用申請↓
- ③ 調査 (心身の状況や地域生活、保育所・学校等、日中活動、介護者、居住状況などについて相談支援専門員が家庭に訪問し、家族の就労状況、住居の環境、障がい者手帳所持状況、特別児童扶養手当受給状況、医師の診断の有無、乳幼児健診や就学時健診での指摘の有無、などを伺います。)↓
- ④ サービスの利用意向の聞き取り(利用希望の事業所、希望日数など)↓
- ⑤ サービス等利用計画案の提出(指定障がい児相談支援事業者が作成します。)↓
- ⑥ 支給決定(審査の結果、支給が決定されると、市から受給者証が交付されます。)↓
- ⑦ 指定事業者との契約(受給者証を提示してください。)↓
- ⑧ サービスのご利用↓
- ⑨ ご利用料金の支払い↓
- ⑩ モニタリング(指定障がい児相談支援事業者から一定の期間ごとに、居宅訪問や面接などを行い、障がい児の生活実態と利用中のサービスが適正であるか検証します。)↓
- ⑪ 継続サービス利用申請(モニタリングの結果、利用中のサービスが生活実態に即していない場合は、「サービス等利用計画」を変更するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、新たな支給決定又は支給決定の変更が必要な場合は、その申請の勧奨を行います。)

※1 指定障がい児相談支援事業者とは

専門的な知識と資格を持った相談支援専門員が、障がい児通所給付に係るサービスの利用をサポートします。相談支援に係る費用は全額公費負担となりますので、無料でご利用いただけます。

(5) 利用者負担の仕組み

①月ごとの利用者負担には上限があります。

利用者負担については、基本的にサービス量に応じた10%の定率負担となりますが、所得に応じた月額上限の設定により、次表のように4区分に決定されます。詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

※ただし保護者及びその配偶者が障がい福祉サービスを利用されている場合は、保護者及びその配偶者のみの所得で判断します。詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円(注)未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※利用者負担は、原則サービス費用の10%ですが、世帯の課税状況や「多子軽減措置」の適用により、第2子は5%、第3子以降は無償となる制度があります。

※3歳になって最初の4月1日から小学校入学前までの3年間、児童発達支援等の利用者負担が無償となります。詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

②同一世帯で複数の利用者がある場合等は、申請により自己負担額が戻ります。

同じ世帯のなかでサービスを利用する児童が複数いる場合等でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障がい児通所給付費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、区分「一般2」の世帯で、複数の児童がサービスを利用する場合であっても、世帯全体の定率負担の合計は、37,200円が上限となります。それぞれの方が、一旦、月額負担上限額までを支払っていただき、世帯合算で37,200円を超えた分が、償還払いにより支給されます。該当する方には、年2回(9月・3月頃)障がい福祉課からご案内をお送りします。

(6) 留意事項

- ・ 希望するサービスが提供できない状況では、利用の決定ができない場合があります。
- ・ 支給決定量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額自己負担となります。

1 1 その他の福祉施設等

生活訓練、職業訓練等を行う施設や保養施設があります。施設利用については、各施設窓口又は障がい福祉課(TEL:641-1212 内線 580・589・590・621 FAX:632-7091)にお問合せください。

(1) 国立障害者リハビリテーションセンター等

障がいのある方に対して、医療・福祉の総合的なリハビリテーションを提供します。職業リハビリテーションセンターでは一貫した体系のなかで職業訓練等を実施し、自立生活、社会参加を推進します。

施設名	TEL・FAX	〒	住所	設置者及び管理者
国立障害者リハビリテーションセンター	04-2995-3100 04-2995-3102	359-8555	埼玉県所沢市並木 4-1	厚生労働省
国立職業リハビリテーションセンター	04-2995-1711 04-2995-1052	359-0042	埼玉県所沢市並木 4-2	厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(2) 視覚障害センター等

視覚に障がいのある方に対して、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成のための理療教育及び、生活訓練を行い、自立を支援することを目的としています。

施設名	TEL	〒	住所	設置者及び管理者
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 函館視力障害センター	0138-59-2751	042-0932	北海道函館市湯川町 1-35-20	厚生労働省
山形県立山形盲学校	023-672-4116	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬 1111	山形県

(3) 障害者職業能力開発校等

障がいがある方にその能力に適した職業訓練を行い、就業による自立のための支援を行っています。ご利用の際は事前に公共職業安定所での職業相談が必要です。

施設名	TEL・FAX	〒	住所	設置者及び管理者
国立県営宮城障害者職業能力開発校	022-233-3124 022-233-3125	981-0911	仙台市青葉区台原 5-15-1	宮城県(国から委託)
山形県立山形職業能力開発専門校	023-644-9227 023-644-6850	990-2473	山形市松栄 2-2-1	山形県

(4) 身体障がい者福祉センター

身体障がい者を対象にした講座等を開催しています。募集は広報やまがたに掲載します。

施設名	住所	TEL・FAX
身体障がい者福祉センター 希望の家	山形市小白川町2-3-47 山形市福祉文化センター内	TEL: 023-642-5181 FAX: 023-625-2150

(5) 保養所

施設名	定員	説明	問合せ先
身体障がい者保養所「東紅苑」	36人	身体に障がいのある方及びその家族が宿泊、休憩のために低額な料金で利用できます。山形県身体障害者福祉協会が県の指定管理者として運営しています。	東根市温泉町 2-16-1 TEL:0237-43-2061 FAX:0237-43-2422
在宅心身障がい児者保養訓練センター「まつかぜ荘」	50人	在宅の心身に障がいを持つ方及び家族のための保養、交流の施設。地域の福祉センターとしてどなたでも利用できます。山形県社会福祉事業団で運営しています。	川西町大字下小松 2045-20 TEL:0238-42-5157 FAX:0238-42-5165

1 2 その他の事業

障がいがある方々の社会参加と福祉サービスの質の向上、また、福祉についての理解を図るため、団体ごとに次のような事業を行っています。詳しくは各団体にお問合せください。

(1) 山形県身体障害者福祉協会

身体障がい者手帳をもつ方々の当事者の団体で、市町村ごとに身体障害者福祉協会があります。住みなれた地域で安心・安全に生きがいのある生活が送れるよう様々な活動や事業に取り組んでいます。

【問合せ】山形市大字大森 385 TEL:686-3690 FAX:686-3723

E-mail:y-sinsyokyo@orange.plala.or.jp

身体障がい者友愛訪問	外出等が困難な身体障がい者を個別に訪問し、情報提供やアンケート調査、相談活動を行います。
青壮年専門委員会・女性専門委員会の活動	青壮年専門委員会は次世代を担うリーダーの育成を目指し、女性専門委員会は「楽しく・身近に・声かけて」をモットーに、それぞれ交流できる場を作り、輪を広げる活動を行っています。
芸術文化・スポーツ活動の普及・振興	在宅障がい者の作品の発表の場として、作品を受け付け、毎年10月頃、作品展を開催しています。また、山形県障がい者スポーツ協会と連携し、スポーツレクリエーション活動の振興に努めています。
障がい者110番 (障がい者なんでも相談室)	障がいのある方(身体・知的・精神)やそのご家族、関係者の権利擁護や生活上の相談に応じます。月～金 8:30～17:00(年末年始・祝日を除く。) 専用 TEL・FAX 687-5333
パソコンボランティア養成・派遣事業	在宅の身体障がいのある方のパソコン使用に際し、サポートを行うパソコンボランティアを養成し、派遣を行います。
視覚障がい者 IT 講習会	視覚障がいのある方に対し、パソコンの基本操作等の基礎的技能の習得を目的に講習会を開催しています。
音声機能障がい者発声訓練	疾病等により音声機能を喪失した方に発声訓練(人工喉頭訓練)を行い、社会復帰を支援します。
オストメイト社会適応訓練	ストマ用具を装着している方に対し、装具の使用等について正しい知識が得られるよう講習会を開催するとともに、社会生活に必要な事項の相談に応じ社会復帰を支援します。

(2) 特定非営利活動法人山形県視覚障害者福祉協会

【問合せ】山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内

TEL・FAX:674-7641 E-mail:yamagata-ssk@atbb.ne.jp

※携帯電話:090-4880-3100(鈴木)

視覚障がい者の相談	視覚障がい者の当事者として、視覚障がい者本人、ご家族、関係者の方へのご相談、情報提供、アドバイス等を行っています。
視覚障がい者に関する福祉向上の活動	視覚障がいによる「移動障がい」、「情報障がい」などを補える福祉制度の向上に向けての調査、行政への働きかけを行っています。
視覚障がい者の社会参加促進に関する活動	視覚障がい者が歩きやすい街づくり(点字ブロックの敷設、音声信号機設置等)や同行援護制度の充実に向けての調査、行政への働きかけを行っています。
視覚障がい者のスポーツ活動	山形県のタンDEM自転車特区を活かして、「街中サイクリング」や「サウンドテーブルテニス」(クラブ)を行っています。

(3) 山形県難病相談支援センター

【問合せ】山形市小白川町 2-3-30 TEL/FAX:631-6061

難病交流会	難病の方を対象に、交流会を開催します。
難病カフェ「アンダンテ」	難病の方、病名を問わず、おしゃべりや情報交換の場としてだれでも利用できます(毎月第2木曜日)。そのほか多くの活動をしています。詳しくはホームページをご覧ください。
難病の方の就労支援セミナー	難病の方の就職活動を支援するセミナーを開催しています。

(4) 一般社団法人山形県聴覚障害者協会

【問合せ】連絡先:山形市小白川町 2-3-30 TEL:615-3582 FAX:615-3583

聴覚障がい者情報支援センター運営事業業務委託	聴覚障がい者生活訓練事業	聴覚障がい者に、日常及び社会生活上必要な訓練・講演を行います。
	聴覚障がい者 ICT 講習会	聴覚障がい者に対し、スマートフォン・タブレット端末等の基本操作などの基礎的技術の習得を目的に ICT 講習会を開催します。
	字幕入りビデオカセットライブラリーの貸出	聴覚障がい者に、字幕・手話入りの映画・ドラマなどのDVDやビデオカセットを貸出します。
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者に対し、通訳・介助員を派遣します。
	聴覚障がい者相談支援事業	聴覚障がい者及び家族等に対する相談支援を行います。
	聴覚障がい者との交流促進事業	聴覚障がい者と聞こえる人とがレクリエーションなどで交流します。

(5) 山形県障がい者スポーツ協会

【問合せ】山形市大字大森 385 TEL・FAX 686-4084

障がい者スポーツ事業	スポーツを通じて、障がい者の体力の維持増進や社会参加のきっかけとなるよう、県障がい者スポーツ大会をはじめとする障がい者スポーツに関する事業を行っています。
------------	---

1 3 参考資料

(1) 個人番号（マイナンバー）の確認及び本人確認について

①個人番号（マイナンバー）の確認について

申請書等に個人番号(マイナンバー)をご記入が必要な申請の際は、窓口で個人番号の確認が必要です。

下記のいずれかの書類をご持参ください。

申請者本人の

- ・個人番号カード又は写し
- ・個人番号通知カード又は写し ※
- ・個人番号が記載された住民票等又は写し

※個人番号通知カードは、記載の氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、令和2年5月25日以降発行されている個人番号通知書は利用できません。

②本人確認について

個人番号(マイナンバー)の確認を要する全ての手続で本人(代理人)の確認を行いますので、下記書類をご持参ください(写しでも確認可能です)。

○証明書1つで確認できる場合

- ・官公署発行の顔写真つきのもの
例 個人番号カード、パスポート、運転免許証、障がい者手帳 等

○証明書が2つ必要な場合

- ・氏名、住所又は生年月日が確認できる顔写真なしのもの
例 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

【代理人申請の場合の留意点】

申請する方以外の方が、代理で窓口に来られる場合は、申請する方の受給者証、健康保険証など、官公署等から発行された書類を1点お持ちください。お持ちでない場合は、原則として、下記のとおり戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)や委任状等が必要となります。

	申請に来られた方	必要なもの
法定	申請者が未成年(20歳未満)の、 <u>未成年後見人</u>	戸籍謄本
	申請者が成年被後見人の、 <u>成年後見人</u>	審判書の写し等
任意	申請者が成年(20歳以上)で、 <u>申請者のご家族、知人等</u>	※委任状

※委任状の様式は任意ですが、障がい福祉課窓口に参加様式がありますので、必要な際はお声がけください。

(2) 身体障がい者相談員

山形市内には身体障がい者相談員が配置されています。相談員の方はご自身が障がい者手帳を所持していたり、ご家族が障がい者手帳を所持している方など、当事者目線での身近な相談に応じています。相談員の方の連絡先などは障がい福祉課にお問い合わせ下さい。

(3) 身体障がい者等の福祉団体

※詳細は各団体にお問合せください。

団体名	事務局	代表者	事業内容
山形市身体障害者福祉協会	山形市旅籠町 2-3-25 (山形市役所内) TEL:641-1212(内線 596) FAX:632-7091	増川 州 宏	研修、スポーツ・文化活動、地区協会の福祉活動等
山形市福祉団体連絡会	山形市城西町 2-2-22 ふれ愛内 TEL:646-8812	伊豆田 公蔵	関係団体の連絡、要望活動、軽食喫茶「ふれ愛」の運営
山形市視覚障害者福祉協会	山形市高堂 1-3-22-8 TEL:080-6291-7240	三浦 保志	交流サロン、パソコン練習、白杖歩行訓練、要望活動等
山形県聴覚障害者協会 山形支部	山形市高原町 239-252 FAX:666-8682	田 中 満	研修、スポーツ・文化活動、手話教室等支援活動等
山形市中途失聴・難聴者会「一木会」	山形市鈴木町 3-18-48-115 FAX:623-4156	星 靖子	要約筆記養成講座、手話教室、情報交換、交流会、会報の発行等
山形県盲ろう者友の会	東田川郡三川町成田新田字内島野 218(五十嵐芳子) TEL・FAX:0235-66-2909	鍬形 和志	盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的として、交流会、学習会等
山形市・県肢体不自由児者父母の会	山形市小白川町 2-3-31	椿原 和子	研修、交流活動等
日本ALS協会 山形県支部	山形市東山形 1-1-2 TEL:641-6852	なみ 行方 幸雄	研修・交流活動、県内訪問相談活動、機関誌の発行等
日本筋ジストロフィー協会 山形県支部	酒田市広野上中村 195 TEL:0234-92-2680	梅津 真由美	研修、交流活動等
全国脊髄損傷者連合会 山形県支部	山形市羽黒堂 475-3 (高橋方) TEL:643-7277	中島 幸生	ピアサポート活動、障がい者駐車場全面青色普及活動、研修、交流活動等
全国筋無力症友の会山形支部	上山市美咲町 2-1-27 TEL:672-7851	鈴木 省三	交流会、情報交換等
日本心臓ペースメーカー友の会山形県支部	東置賜郡高島町大字高島 2046-2 TEL:0238-52-1588	荒井 一秀	勉強会、交流会、親睦旅行等
全国心臓病の子供を守る会山形県支部	山形市長町 2-8-24 TEL:681-8242	伊豆田 靖	交流会、講演会、専門医同席の相談、レクリエーション、機関誌の発行等
全国心臓病者友の会山形県支部	山形市東原町 1-6-2 TEL:090-8670-5613	庄司 彰	交流会、講演会、専門医同席の相談、レクリエーション、機関誌の発行等
NPO法人山形県腎友会	山形市城西町 4-2-38 TEL・FAX:643-4804	本田 一雄	要望活動、交流活動、広報誌発行等
日本オストミー協会 山形県支部	鶴岡市羽黒町川代字川代山 72	阿部 日出夫	研修会、社会適応訓練事業等
全国パーキンソン病友の会山形県支部	山形市大字柏倉 3946-5 TEL:645-2645	松木 純子	交流会、情報交換、医療講演会、支部会報発行、ボランティア賛助会員
二分脊椎症協会 山形支部	山形市小荷駄町 7-14	坂井 妙子	交流会、情報交換、医療講演会等
骨髄バンクを支援するやまがたの会	山形市八日町 1-3-45 TEL:632-7016	小野寺南波子	講演会、啓蒙活動、会報の発行、患者支援等
山形県難病等団体連絡協議会	山形市小白川町 2-3-30 TEL:631-6061	鈴木 省三	交流会、研修会等
山形市障害児(者)訓練教室連絡協議会	山形市桜町 2-60-701 TEL:600-0467	早坂 知子	こまくさ、めだか・くじらの各教室の連携、学習会
障害あるなし愛好会	山形市東原町 1-6-2 TEL:090-8670-5613	庄司 彰	若い世代の障がい者や難病患者の交流会、イベント

(4) 日常生活用具の種目等

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	154,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の家族等 他人の介護を要する者で、原則 として学齢以上のもの (2) (1) 以外の寝たきりの状態 にある難病患者等で必要と認め られる者	頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調節できる機能を有す るもの	8 年
	特殊マット	19,600	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が1級以上又は療育 手帳 A 所持者の常時介護を要 する者で、原則として3歳以上 のもの (2) (1) 以外の寝たきりの状態 にある難病患者等で必要と認め られる者	褥瘡を防止し、又は失禁等によ る汚染若しくは損耗を防止す ることができる機能を有する もの	5 年
	特殊尿器	67,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が1級以上で、常時 介護を要する者であり、原則と して学齢以上のもの (2) (1) 以外の自力で排尿でき ない難病患者等で必要と認め られる者	尿が自動的に吸引されるもの で、障がい者等又は介護者 が容易に使用し得るもの	5 年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の家族等 他人の介護を要する者(障がい 児にあっては、下肢又は体幹機 能障がいの個別等級が2級以上 の原則として3歳以上のもの)	担架に乗せたまま、リフト装 置により入浴させるもの	5 年
	体位変換器	15,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の家族等 他人の介護を要する者であり、 原則として学齢以上のもの (2) (1) 以外の寝たきりの状態 にある難病患者等で必要と認め られる者	介護者が障がい者等の体位 を変換させるにあたって、容 易に使用し得るもの	5 年
	移動用リフト	159,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の原則と して3歳以上の者 (2) (1) 以外の下肢又は体幹機 能に障がいのある難病患者等 で必要と認められる者	介護者が障がい者等を移動 させるにあたって、容易に使 用し得るもの(天井走行型等 の住宅改修を伴うものを除 く。)	4 年
	訓練用いす (障がい児 のみ)	33,100	下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の原則 として3歳以上の者	原則として附属のテーブルを つけるもの	5 年

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
介護・ 訓練支 援用具	訓練用ベッド	159,200	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の原則 として学齢以上の障がい児 (2) (1)以外の下肢又は体幹 機能に障がいのある難病患 者等で必要と認められる者	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの	8年
自立生 活支援 用具	入浴補助用具	90,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が3級以上の入浴 に介助を要する者であり、原 則として3歳以上のもの (2) (1)以外の入浴に介助を 要する難病患者等で必要と 認められる者	入浴時の移動、座位の保持 及び浴槽への入水を補助す ることができ、障がい者等 又は介護者が容易に使用し 得るもの(住宅改修を伴うも のを除く。)	8年
	便器	4,450 5,400(難 病患者等 が便器に 手すりをつ けた場合)	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が2級以上の原則 として学齢以上の者 (2) (1)以外の常時介護を要 する難病患者等で必要と認 められる者	障がい者等が容易に使用し 得るもの(室内用ポータブル トイレ等)	8年
	T字状・ 棒状の杖	3,000	平衡機能障がい又は下肢若 しくは体幹機能障がいを有 する者	障がい者等が容易に使用し 得るもの	3年
	移動・ 移乗支援 用具	60,000	(1) 平衡機能障がい又は下 肢若しくは体幹機能障がいを 有し、家庭内の移動等にお いて介助を要する者で、原 則として学齢以上の者 (2) (1)以外の下肢が不自 由な難病患者等で必要と認 められる者	おおむね次のような機能を 有する手すり、スロープ等 (住宅改修を伴うものを除 く。) (1) 障がい者等の身体機能 の状態を十分に踏まえ、必 要な強度及び安全性を有 するもの (2) 転倒予防、立ち上がり 動作の補助、移動動作の 補助、段差解消等の用具	8年
	頭部保護 帽	12,160	平衡機能障がい又は下肢若 しくは体幹機能障がいを有 する者、療育手帳Aを所持 する者又は精神障がいを有 する者で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの	3年
	特殊便器	151,200	(1) 上肢障がいの個別等級 が2級以上の自ら排便後の 処理が困難な者で、原則と して学齢以上の者 (2) (1)以外の上肢機能に 障がいのある難病患者等 で必要と認められる者	容易に操作可能な押しボタ ン等で温水、温風を出し得 るもの(住宅改修を伴うも のを除く。)	8年

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
自立生 活支援 用具	火災警報器	15,500	(1) 視覚、聴覚、下肢、体幹又は移動機能障がい個別等級が2級以上である者(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。) (2) (1)以外の身体障がい等級が2級以上である者、療育手帳Aを所持する者又は精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(障がい者等の住居が賃貸住宅の場合にあたっては、所有者又は管理者の同意を得ていること。)	10年
	自動消火器	28,700	(1) 視覚、聴覚、下肢、体幹又は移動機能障がい個別等級が2級以上である者(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。) (2) (1)以外の身体障がい等級が2級以上である者、療育手帳Aを所持する者、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者又は難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	室内温度の異常又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの(障がい者等の住居が賃貸住宅の場合、所有者又は管理者の同意を得ていること。)	8年
	電磁調理器	41,000	視覚障がいの個別等級が2級以上の原則として18歳以上のもの(障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	障がい者等が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	視覚障がいの個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	光量感知器	5,000	視覚障がいの個別等級が1級以上の原則として学齢以上の者	光の明暗を音または振動により感知でき、障がい者等が容易に使用し得るもの	3年
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	87,400	聴覚障がいの個別等級が2級以上の者で、当該装置が日常生活上必要と認められるもの(聴覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	音、音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの	10年

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障がい個別等級が3級以上の自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)透析を受けている者	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	5年
	ネブライザー (吸入器)	36,000	(1)呼吸器機能障がい個別等級が3級以上の者又はこれと同程度の身体障がいを有し、必要と認められる者で、原則として学齢以上の者 (2)(1)以外の呼吸器機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400	(1)呼吸器機能障がい個別等級が3級以上の者又はこれと同程度の身体障がいを有し、必要と認められる者で、原則として学齢以上の者 (2)(1)以外の呼吸器機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	人工呼吸器を装着する難病患者等で必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	6年
	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者等が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障がい者 用体温計 (音声式)	9,000	視覚障がい個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者(視覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者 用体重計	18,000	視覚障がい個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者(視覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者 用血圧計(音声式)	15,000	視覚障がい個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者(視覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
情報・ 意思疎 通支援 用具	携帯用 会話補助装置	98,800	聴覚障がい、音声障がい若しくは 言語機能障がいを有する者又は 全身性の肢体不自由者(両上下 肢に著しい障がいを有する者をい う。)で、原則として学齢以上の者 で、必要と認められる者	携帯式で、言葉を音声又は 文章に変換する機能を有し、 障がい者等が容易に使用し 得るもの	5年
	情報・通信支援用具	100,000	視覚障がいの個別等級が2級以 上又は上肢機能障がいの個別等 級が2級以上の原則として学齢 以上の者	情報機器(パーソナルコンピュ ータ)を使用するにあたり、障 がいがあることにより必要とな る周辺機器及びソフト等	5年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障がいの個別等級が2級以 上の者で、必要と認められる者	文字等の情報機器(パーソナ ルコンピュータ)の画面情報を 点字等により示すことのできる もの	6年
	点字器	13,000	視覚障がいを有し必要と認めら れる者	標準型木製32マス8行相当 又はそれに準ずるもの(携帯 用を含む。)	6年
	点字タイプ ライター	63,100	視覚障がいの個別等級が2級以 上の者で、就労若しくは就学し ているもの又は就労が見込まれる者	視覚障がいを有する者が容 易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	85,000	視覚障がいの個別等級が2級以 上の原則として学齢以上の者	音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、 DAISY方式による録音や当 該方式により記録された図書 の再生が可能な製品で、障が い者等が容易に使用し得るも の	6年
	視覚障がい者 用活字文書読 み上げ装置	99,800	視覚障がいの個別等級が2級以 上の原則として学齢以上の者	文字情報と同一紙面上に記 載された当該文字情報を暗 号化した情報を読み取り、音 声記号に変換して出力する 機能を有するもので、障がい 者等が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障がい者 用拡大読書器	198,000	視覚障がいを有し、本装置によ って文字等を読むことが可能になる 者で、原則として学齢以上の者	読みたいもの(印刷物等)を 拡大された画像(文字等)を モニターに映し出せるもの	8年
	視覚障がい者 用物品識別装 置	59,800	視覚障がいの個別等級が2級以 上の原則として学齢以上の者	識別したい物品に取り付けたI Cタグ等の情報を専用機で読 み上げることにより、名称そ 他の情報を容易に識別できる 機能等を有するもの	6年

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
情報・ 意思疎 通支援 用具	視覚障がい者 用時計 (音声式・触読 式)	13,300	視覚障がいの個別等級が2級以上 の原則として学齢以上の者	障がい者等が容易に使用し 得るもの	10年
	聴覚障がい者 用通信装置	71,000	聴覚障がいの個別等級が3級以上 又は音声・言語機能障がいの 個別等級が3級以上の電話による コミュニケーション・緊急連絡等 が困難な者で、原則として学齢以上 のもの(障がい者等のみの世帯 又はこれに準ずる世帯に属するも ので、その世帯にこの要綱に基づ きこの装置の給付を受けている者 がいないものに限る。)	音声の代わりに、文字や手話 を通じた映像等により通信が 可能な機器であり、障がい者 等が容易に使用し得るもの	5年
	聴覚障がい者 用情報受信装 置	88,900	聴覚障がい有し、この装置により テレビの視聴が可能になる者 で、原則として学齢以上の者(た だし、この要綱に基づき当該装置 の給付を受けている者がいない世 帯に限る。)	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障がい有する者用の番組 並びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する機 能を有し、災害時の聴覚障 がい有する者向け緊急信号 を受信するもので、障がい者 等が容易に使用し得るもの	6年
	人工喉頭 笛式	5,000	音声・言語機能障がい有し、無 喉頭、発声筋麻痺等により音声を 発することが困難な者(医療機関 又は福祉施設等に入院又は入所 している者を含む。)	呼気によりゴム等の膜を振動 させ、ビニール等の管を通じ て音源を口腔内に導き構音 化するもの	4年
	人工喉頭 電動式	70,100	音声・言語機能障がい有し、無 喉頭、発声筋麻痺等により音声を 発することが困難な者(医療機関 又は福祉施設等に入院又は入所 している者を含む。)	顎下部等にあてた電動板を 駆動させ、経皮的に音源を口 腔内に導き構音化するもの	5年
	人工鼻	1カ月 23,760	音声・言語機能障がい有し、 喉頭を摘出した者(医療機関 又は福祉施設等に入院又は入 所している者を含む。)	障がい者等が容易に使用 し得るもの	
	福祉電話 (貸与)		身体障がい等級が2級以上の者 で、難聴又は外出が困難である ことにより、緊急時の連絡やコミュ ニケーションの手段が必要であると 認められるもの(障がい者等のみ の世帯又はこれに準ずる世帯に 属するものに限る。)	一般電話回線を使用するもの とする。	

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
排泄管 理支援 用具	ストーマ装具 (消化器系)	1か月 8,858	直腸機能障がい等を有する者で、ストーマを造設している者(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	袋を身体に密着させるもの (皮膚保護剤を含む。)	月の基準 額まで
	ストーマ装具 (尿路系)	1か月 11,639	ぼうこう機能障がい等を有する者で、ストーマを造設している者(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	袋を身体に密着させるもの (皮膚保護剤を含む。)	月の基準 額まで
	収尿器	8,500	ぼうこう機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がい等を有し、必要と認められる学齢以上の者	障がい者等が容易に使用し 得るもの	1年
住宅改 修	居宅生活動作 補助用具	200,000	(1) 下肢、体幹機能障がい又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)の個別等級が3級以上の者(特殊便器の取替えについては、上肢機能障がいの個別等級が2級以上の者)で原則として学齢以上の者 (2) (1)以外の下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	障がい者等の移動等を円滑にする用具等で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回 のみの交 付とする

注1 この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

注2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。

(5) 特別障がい者手当の対象基準

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する方

(ア)別表1の障がい重複している方

別表1

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両上肢の全ての指を欠くもの、若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
4	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	※2 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	※3 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 内部機能障がい1級等

※3 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(イ)別表1の障がい1つあり、さらに別表2の障がい2つ以上重複している方

別表2

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平均機能に極めて著しい障がいを有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの、又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は一上肢の全ての指を欠くもの、若しくは上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したもの、又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの

10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 35 以下に相当するもの)

(ウ)別表1の3から5までのいずれか一つの障がいを有し、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(エ)内部障がい(心臓、肝臓、呼吸器等)の方で、絶対安静の方

(オ)精神障がい又は知的障がいの方で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの

(6) 障がい児福祉手当の対象基準

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のものをいう。

※2 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)

(7) 特別児童扶養手当の対象基準

次のいずれかに該当する方

1級該当

1	※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの (2)一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
6	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの。
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

2級該当

1	※1 (1)両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの (2)一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの (3)ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの (4)自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障がいをもつもの
4	そしゃく機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
8	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
9	一上肢の全ての指を欠くもの
10	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
11	両下肢の全ての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.07以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいう。「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいう。

(8) 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当の所得制限の限度額表

(単位:円)

	扶養親族等の数	特別障がい者手当 障がい児福祉手当		特別児童扶養手当	
		本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
令和4年分	0	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000

(注) 1 上記表中の「本人」とは、障がい児福祉手当・特別障がい者手当にあつては、障がい認定を受ける方。特別児童扶養手当にあつては、障がい認定を受ける児童を監護する父母のいずれか所得の高い方または養育者をいいます。

2 扶養義務者は、本人とその配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方となります。

3 令和4年分においては、所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある方についての所得限度額は、上記表中の所得額に次の額を加算した額とします。

(1)本人の場合

①70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者

老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

4 表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額からは、障がい者控除、配偶者特別控除など、別途控除することが認められているものがあります。

(9) 補装具費支給における来所相談または意見書の要否

補装具の種別		新規交付	再交付 修 理 (軽微なものは除く)	摘 要
義 肢	(殻構造)	◎	◎	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
	(骨格構造)	●	●	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
装 具		◎	◎	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
座位保持装置		◎	◎	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
重度障がい者用意思伝達装置		○	○	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
視覚障害者安全つえ		—	—	18歳未満も意見書必要なし
義 眼		△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
眼 鏡	(矯正眼鏡)	△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
	(遮光眼鏡)	△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
	(コンタクトレンズ)	△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
	(弱視眼鏡)	△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
補 聴 器		○	○	18歳未満は交付・修理とも意見書必要
人工内耳用音声信号処理装置			△	修理のみ対象 意見書及び確認票必要
車いす	(レディメイド)	△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要 介護保険の貸与優先
	(オーダーメイド)	○	○	18歳未満は交付・修理とも意見書必要 介護保険の貸与優先
	(手押型レディメイド)	△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要 介護保険の貸与優先
	(電動式)	●	●	18歳未満は交付・修理とも意見書必要 介護保険の貸与優先
歩 行 器		△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要 介護保険の貸与優先
歩行補助つえ		△	△	18歳未満は交付・修理とも意見書必要 介護保険の貸与優先

- 身体障がい者更生相談所に来所して専門の医師に医学的に判定してもらうもの(来所相談)。
- ◎ 来所相談を原則とするが、重度障がい者または遠隔地に住む者については意見書でも可。
- 身体障がい者福祉法第15条指定医師の意見書が必要なもの。来所相談も希望できる。
- △ 身体障がい者福祉法第15条指定医師の意見書により市町村が判断するもの。

来所相談: 身体障がい者更生相談所で行っています。障がいの部位により相談日が異なりますので、
事前に予約してください。 住所: 山形市十日町1-6-6 山形県保健福祉センター内
TEL: 627-1197 FAX: 627-1114

意見書: 指定医の記載した意見書になります。指定医該当の有無は障がい福祉課でも確認できます。

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ※
2	アイザックス症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡
3	I g A腎症	53	カナバン病
4	I g G 4 関連疾患	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	55	歌舞伎症候群
6	アジソン病	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
7	アッシャー症候群	57	カルニチン回路異常症
8	アトピー性脊髄炎	58	加齢黄斑変性 ○
9	アペール症候群	59	肝型糖原病
10	アミロイドーシス	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
11	アラジール症候群	61	環状20番染色体症候群
12	アルポート症候群	62	関節リウマチ
13	アレキサンダー病	63	完全大血管転位症
14	アンジェルマン症候群	64	眼皮膚白皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
16	イソ吉草酸血症	66	ギャロウェイ・モフト症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	67	急性壊死性脳症 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	急性網膜壊死 ○
19	1 p 36欠失症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急速進行性糸球体腎炎
21	遺伝性ジストニア	71	強直性脊椎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	巨細胞性動脈炎
23	遺伝性腭炎	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
24	遺伝性鉄芽球形貧血	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
25	ウィーバー症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
27	ウィルソン病	77	筋萎縮性側索硬化症
28	ウエスト症候群	78	筋型糖原病
29	ウェルナー症候群	79	筋ジストロフィー
30	ウォルフラム症候群	80	クッシング病
31	ウルリッヒ病	81	クリオピリン関連周期熱症候群
32	HTLV-1 関連脊髄症	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
33	A T R - X 症候群	83	クルーゾン症候群
34	A D H 分泌異常症	84	グルコーストランスポーター 1 欠損症
35	エーラス・ダンロス症候群	85	グルタル酸血症1型
36	エプスタイン症候群	86	グルタル酸血症2型
37	エプスタイン病	87	クローウ・深瀬症候群
38	エマヌエル症候群	88	クローン病
39	遠位型ミオパチー	89	クロンカイト・カナダ症候群
40	円錐角膜 ○	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
41	黄色靂帯骨化症	91	結節性硬化症
42	黄斑ジストロフィー	92	結節性多発動脈炎
43	大田原症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病
44	オクシピタル・ホーン症候群	94	限局性皮質異形成
45	オスラー病	95	原発性局所多汗症 ○
46	カーニー複合	96	原発性硬化性胆管炎
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	原発性高脂血症
48	潰瘍性大腸炎	98	原発性側索硬化症
49	下垂体前葉機能低下症	99	原発性胆汁性胆管炎
50	家族性地中海熱	100	原発性免疫不全症候群

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	顕微鏡的大腸炎 ○	151	重症筋無力症
102	顕微鏡的多発血管炎	152	修正大血管転位症
103	高IgD症候群	153	ジュベール症候群関連疾患
104	好酸球性消化管疾患	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
106	好酸球性副鼻腔炎	156	神経細胞移動異常症
107	抗糸球体基底膜腎炎	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
108	後縦靭帯骨化症	158	神経線維腫症
109	甲状腺ホルモン不応症	159	神経フェリチン症
110	拘束型心筋症	160	神経有棘赤血球症
111	高チロシン血症1型	161	進行性核上性麻痺
112	高チロシン血症2型	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
113	高チロシン血症3型	163	進行性骨化性線維異形成症
114	後天性赤芽球癆	164	進行性多巣性白質脳症
115	広範脊柱管狭窄症	165	進行性白質脳症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	166	進行性ミオクローヌステんかん
117	抗リン脂質抗体症候群	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
118	コケイン症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
119	コステロ症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群
120	骨形成不全症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
121	骨髄異形成症候群 ○	171	スミス・マギニス症候群
122	骨髄線維症 ○	172	スモン ○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	173	脆弱X症候群
124	5p欠失症候群	174	脆弱X症候群関連疾患
125	コフィン・シリス症候群	175	成人スチル病
126	コフィン・ローリー症候群	176	成長ホルモン分泌亢進症
127	混合性結合組織病	177	脊髄空洞症
128	鰓耳腎症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
129	再生不良性貧血	179	脊髄髄膜瘤
130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	180	脊髄性筋萎縮症
131	再発性多発軟骨炎	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
132	左心低形成症候群	182	前眼部形成異常
133	サルコイドーシス	183	全身性エリテマトーデス
134	三尖弁閉鎖症	184	全身性強皮症
135	三頭酵素欠損症	185	先天異常症候群
136	CFC症候群	186	先天性横隔膜ヘルニア
137	シェーグレン症候群	187	先天性核上性球麻痺
138	色素性乾皮症	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
139	自己食空胞性ミオパチー	189	先天性魚鱗癬
140	自己免疫性肝炎	190	先天性筋無力症候群
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ※	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
142	自己免疫性溶血性貧血	192	先天性三尖弁狭窄症
143	四肢形成不全 ○	193	先天性腎性尿崩症
144	シトステロール血症	194	先天性赤血球形成異常性貧血
145	シトリン欠損症	195	先天性僧帽弁狭窄症
146	紫斑病性腎炎	196	先天性大脳白質形成不全症
147	脂肪萎縮症	197	先天性肺静脈狭窄症
148	若年性特発性関節炎	198	先天性風疹症候群 ○
149	若年性肺気腫	199	先天性副腎低形成症
150	シャルコー・マリー・トゥース病	200	先天性副腎皮質酵素欠損症

令和3年1月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性ミオパチー	251	那須・ハコラ病
202	先天性無痛無汗症	252	軟骨無形成症
203	先天性葉酸吸収不全	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
204	前頭側頭葉変性症	254	22q11.2欠失症候群
205	早期ミオクロニー脳症	255	乳幼児肝巨大血管腫
206	総動脈幹遺残症	256	尿素サイクル異常症
207	総排泄腔遺残	257	ヌーナン症候群
208	総排泄腔外反症	258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
209	ソトス症候群	259	ネフロン癆 ※
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	261	脳腱黄色腫症
212	大脳皮質基底核変性症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
213	大理石骨病	263	膿疱性乾癬
214	ダウン症候群 ○	264	嚢胞性線維症
215	高安動脈炎	265	パーキンソン病
216	多系統萎縮症	266	パージャール病
217	タナトフォリック骨異形成症	267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
218	多発血管炎性肉芽腫症	268	肺動脈性肺高血圧症
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	270	肺胞低換気症候群
221	多発性嚢胞腎	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
222	多脾症候群	272	バッド・キアリ症候群
223	タンジール病	273	ハンチントン病
224	単心室症	274	汎発性特発性骨増殖症 ○
225	弾性線維性仮性黄色腫	275	P C D H 19関連症候群
226	短腸症候群 ○	276	非ケトーシス型高グリシン血症
227	胆道閉鎖症	277	肥厚性皮膚骨膜炎
228	遅発性内リンパ水腫	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
229	チャーシ症候群	279	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	280	肥大型心筋症
231	中毒性表皮壊死症	281	左肺動脈右肺動脈起始症
232	腸管神経節細胞僅少症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
233	TSH分泌亢進症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
234	TNF受容体関連週期性症候群	284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
235	低ホスファターゼ症	285	非典型溶血性尿毒症症候群
236	天疱瘡	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	287	皮膚筋炎／多発性筋炎
238	特発性拡張型心筋症	288	びまん性汎細気管支炎 ○
239	特発性間質性肺炎	289	肥満低換気症候群 ○
240	特発性基底核石灰化症	290	表皮水疱症
241	特発性血小板減少性紫斑病	291	ヒルシスブルング病（全結腸型又は小腸型）
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	292	VATER症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	293	ファイファー症候群
244	特発性大腿骨頭壊死症	294	ファロー四徴症
245	特発性多中心性キャスルマン病	295	ファンコニ貧血
246	特発性門脈圧亢進症	296	封入体筋炎
247	特発性両側性感音難聴	297	フェニルケトン尿症
248	突発性難聴 ○	298	フォンタン術後症候群 ○
249	ドラベ症候群	299	複合カルボキシラーゼ欠損症
250	中條・西村症候群	300	副甲状腺機能低下症

令和3年1月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	副腎白質ジストロフィー	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	352	ランドウ・クレフナー症候群
303	ブラウ症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
304	ブラダー・ウィリ症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	プリオン病	355	両大血管右室起始症
306	プロピオン酸血症	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	357	リンパ脈管筋腫症
308	閉塞性細気管支炎	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
310	ベーチェット病	360	レーベル遺伝性視神経症
311	バスレムミオパチー	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	ヘモクロマトーシス ○	363	レット症候群
314	ペリー症候群	364	レノックス・ガストー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	365	ロスムンド・トムソン症候群
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
317	片側巨脳症		
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
321	ホモシスチン尿症 ※		
322	ポルフィリン症		
323	マリネスコ・シェーグレン症候群		
324	マルファン症候群		
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
326	慢性血栓性肺高血圧症		
327	慢性再発性多発性骨髄炎		
328	慢性膵炎 ○		
329	慢性特発性偽性腸閉塞症		
330	ミオクロニー欠神てんかん		
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
332	ミトコンドリア病		
333	無虹彩症		
334	無脾症候群		
335	無βリボタンパク血症		
336	メーブルシロップ尿症		
337	メチルグルタコン酸尿症		
338	メチルマロン酸血症		
339	メビウス症候群		
340	メンケス病		
341	網膜色素変性症		
342	もやもや病		
343	モワット・ウイルソン症候群		
344	薬剤性過敏症候群 ○		
345	ヤング・シンプソン症候群		
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		
348	4p欠失症候群		
349	ライソソーム病		
350	ラスムッセン脳炎		

(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

(10)市有施設使用料等減免施設の一覧

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
1	漆山やすらぎ荘(老人福祉センター)	山形市大字漆山字月山堂818番地	023-686-5567(TEL) 023-686-5567(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
2	黒沢いこい荘(老人福祉センター)	山形市大字黒沢字中川原541番地	023-688-9060(TEL) 023-689-0559(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
3	大曾根さわやか荘(老人福祉センター)	山形市並柳47番地	023-644-0016(TEL) 023-645-5277(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名の入浴料が無料
4	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)	山形市平久保100番地	023-635-3100(TEL) 023-635-3030(FAX)	障がい者福祉の増進の目的で障がい者団体が主催し、障がい者が参加する会議、研修等でプラザを使用する場合、使用料の半額を減免
5	山形テルサ	山形市双葉町一丁目2-3	023-646-6677(TEL) 023-647-0123(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした障がい福祉の増進に資する事業(1人1回当たり500円を超える入場料を徴する場合を除く。)で使用する時は50%減額。正し、一使用者につき年1回限りとする。
6	山寺芭蕉記念館	山形市大字山寺字南院4223	023-695-2221(TEL) 023-695-2552(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料
7	清風荘	山形市東原町二丁目16-7	023-622-3690(TEL) 023-622-3690(FAX)	使用者の半数以上が身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者。精神障がい者の各手帳の交付を受けている者である場合は、料金の50%を減額する。但し、営利を目的とする場合を除く
8	やまがたクリエイティブシティセンターQ1(交流ルーム)	山形市本町一丁目5-19	023-615-8099(TEL) 023-615-8098(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事で使用する場合、交流ルームの使用料が50%減額
9	山形市民会館	山形市香澄町二丁目9-45	023-642-3121(TEL) 023-642-3124(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした集会等で使用するときは、50%減額。ただし、500円を超える入場料徴収する場合を除く。
10	中央公民館(ホール、音楽室(リハーサル室)、ギャラリー)	山形市七日町一丁目2番39号	023-623-2150(TEL) 023-633-9804(FAX)	障がい者団体が主催し、障がい者が参加することを目的とした行事等で使用するときは、50%減額。ただし、500円を超える入場料を徴する場合を除く。
11	山形市野草園	山形市大字神尾832番地の3	023-634-4120(TEL) 023-634-4121(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
12	総合福祉センター(入浴施設)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9234(TEL)	<p>・一般浴場の場合、入浴前に手帳の提示で身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料</p> <p>・障がい者用浴室の場合、障がい者手帳所持者で一般浴室への入浴が困難な山形市民が無料で利用できます。</p>
13	総合福祉センター(体育ホール)	山形市城西町二丁目2-22	023-645-9234(TEL)	専用使用料全額免除(障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合)
14	山形市立第一小学校 屋内プール	山形市本町一丁目5番24号	023-622-0678(TEL)	<p>個人の場合 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料</p> <p>団体の場合(コース専用使用) 「障がい者の福祉の増進に資するもの」の場合、全額免除。</p>
15	べにっこひろば	山形市樋越22番地	023-674-0220(TEL) 023-674-0221(FAX)	障がい者がおおむね半数を超える団体が「あそびの大ホール」等を専用使用する場合の使用料減免
16	シェルターインクルーシブプレイス コパル(南部児童遊戯施設)	山形市大字片谷地580-1	023-676-9876(TEL) 023-676-9878(FAX)	障がい者がおおむね半数を超える団体が体育館を専用使用する場合の使用料減免
17	総合スポーツセンター	山形市落合町1番地	023-625-2288(TEL) 023-625-2285(FAX) きらやかスタジアム (野球場) 023-687-1789(TEL) テニスコート 023-625-2630(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
18	南部体育館	山形市小荷駄町7-110	023-641-6705(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
19	福祉体育館	山形市小白川町二丁目3-33	023-635-1771(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
20	江南体育館	山形市江南一丁目1-27	023-684-4296(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
21	蔵王体育館	山形市蔵王温泉字上の台103	023-694-9876(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
22	沼の辺体育館	山形市沼の辺町4-33	<p>総合スポーツセンター事務局 023-625-2288(TEL)</p>	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
23	弓道場	山形市霞城町1-6 (霞城公園内)	<p>総合スポーツセンター事務局 023-625-2288(TEL)</p>	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
24	北市民プール	山形市桜町三丁目10-1	023-684-8265(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
25	みなみ市民プール	山形市南一番町8-5	023-622-4990(TEL)	<p>普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除</p> <p>専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。</p>

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
26	南石関グラウンド・ゴルフ場	山形市南石関57-1	山形市スポーツ会館 023-647-4175(TEL)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
27	コンフォート ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 (山形市グラウンド・ゴルフ場)	山形市樋越51-1	023-684-9870(TEL) 023-684-9871(FAX)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
28	ネッツえがおフィールド (山形市あかねヶ丘陸上競技場)	山形市あかねヶ丘二丁目4	023-644-4850(TEL) 023-664-0544(FAX)	普通使用料:身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで全額免除 専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
29	流通センター野球場	山形市流通センター二丁目1	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
30	流通センター庭球場	山形市流通センター四丁目2	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
31	鋳物町運動広場	山形市鋳物町24	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
32	鋳物町庭球場	山形市鋳物町24	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
33	西部運動広場	山形市大字沼木字新田948	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
34	西部庭球場	山形市大字沼木字新田948	山形市総合スポーツセンターテニスコート 023-625-2630(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。

No.	施設名称	所在地	電話・FAX番号	障がい者利用の場合の減免内容
35	立谷川運動広場	山形市立谷川二丁目959	きらやかスタジアム 023-687-1789(TEL)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
36	球技場	山形市薬師町二丁目22-72	023-674-7096(TEL) 023-674-7097(FAX)	専用使用料:障がい者の団体及び個人が主催し、障がい者が参加することを目的とする場合は、使用料が免除される場合がありますので、事前にご相談ください。
37	山形市馬見ヶ崎プール	山形市小白川町川原1237	023-633-8989(TEL) 023-633-8990(FAX)	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその介助者1名まで無料

(11) 自立支援給付費に係るサービス事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

1 居宅介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町三丁目12番6号	023-647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町四丁目18番30号	023-647-7366
ニチイケアセンター山形五十鈴	990-0061	山形市五十鈴二丁目2番68号	023-626-4455
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
せんじゅ在宅サービス	990-2462	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
SOMPOケア 山形あかねヶ丘 訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540
セントケア山形	990-0031	山形市十日町三丁目6番43号 ホウユウキャピタル1F	023-615-1014
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
医心館 訪問介護ステーション 山形	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階101号室	023-616-6558
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 ユーポ青柳102号室	023-627-6233
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10-9	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桜町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護 アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943
訪問介護事業所てらす	990-2331	山形市飯田西四丁目12番8号	023-616-3303
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117

2 重度訪問介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町一丁目9番17号	023-644-4875
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
せんじゅ在宅サービス	990-2462	山形市深町一丁目2番5号	023-673-0512
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	023-645-7311
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮四丁目1-1	023-646-0772
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5番15号	023-647-5553
SOMPOケア 山形桜田 訪問介護	990-2321	山形市桜田西四丁目17番1号 桜田悠々館2階D号室	023-629-8351
SOMPOケア 山形あかねヶ丘 訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 結城貸店舗2階	023-647-6540
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882
医心館 訪問介護ステーション 山形	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目10番25号	023-666-5380
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号 ユーボ青柳102号室	023-627-6233
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町一丁目7番1号	023-664-0775
ホームケア土屋 山形	990-0825	山形市城北町二丁目10-9	050-3138-5872
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桧町二丁目7番35号	023-664-3914
医心館 訪問介護ステーション 山形Ⅱ	990-2445	山形市南栄町二丁目14番2号	023-664-2062
訪問介護アイラ	990-2402	山形市小立四丁目20番3号 アルファA101号室	023-666-4943
訪問介護つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	023-679-4117

3 同行援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177
山形市社会福祉協議会居宅介護事業所	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-645-9231
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
あすなろ訪問介護事業所	990-0813	山形市桧町二丁目7番35号	023-664-3914

4 行動援護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
向陽園ホームヘルプステーション心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-646-9177

5 療養介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	023-684-5566

6 生活介護

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
デイサポートちとせんぼ	990-0811	山形市長町三丁目1-49	023-674-0437
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
デイサポート たんぼぼ工房	990-2483	山形市上町四丁目7番29号	023-646-2510
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
指定障害福祉サービス ワーク・ポケット	990-0035	山形市小荷駄町8番34号	023-624-0720
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
まある	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8382
デイサポート にじいろ	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-687-1144
恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
あゆみケアセンター生活介護事業所	990-0062	山形市鈴川町三丁目1番25号	023-674-9031
ビッグちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
共生型生活介護くつろぎ	990-2453	山形市若宮四丁目1番1号	023-646-0772
あじさい館(あかねヶ丘)	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目3番1号	023-673-0292
指定障害福祉サービス事業所ハーモニー	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575

7 短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者短期入所事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
指定短期入所事業所すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	023-643-6160
独立行政法人国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	023-684-5566
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
あすなろショートステイサービス	990-0811	山形市長町三丁目1番43号	023-681-7773
こまくさ荘短期入所事業所	990-2305	山形市蔵王半郷字戸苧田302番地	023-665-0023
第1ほのぼの荘	990-2321	山形市桜田西一丁目17-5	023-633-1903
ショートステイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
ショートステイサービス心音	990-2316	山形市大字片谷地122番地17	023-674-8141
山形県リハビリセンター 短期入所事業	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
第2ほのぼの荘	990-2342	山形市大字門伝986番地3	023-666-6061
ワークショップ明星園短期入所事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
指定短期入所事業所こもれび	990-2422	山形市中桜田二丁目6番8号	023-616-5037
グループホームR A S I E L南館	990-2461	山形市大字南館246番地1	023-615-8197

8 宿泊型自立訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
蔵王通勤寮	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地2	023-688-3531
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

9 自立訓練(生活訓練)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立訓練(生活訓練)むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

10 就労移行支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労移行支援事業山形コロニー 就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7335
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111
m a n a b y 山形事業所	990-0031	山形市十日町一丁目1番34号 リアライズ山形駅前通ビル 2階	023-615-8570

11 就労継続支援A型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労継続支援事業A型山形福祉工場	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-1136
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
多機能型就労支援事業所 エコファームもとさわ	990-2363	山形市大字長谷堂字湯向山4158番地	023-688-5883
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川町五丁目13番24号	023-674-9111
就労継続支援A型 せいてん	990-0886	山形市嶋南三丁目5番1号	080-4511-6103
self-A・ハニービー山形	990-0039	山形市香澄町二丁目2番41号 柿崎ビル4F	023-633-6333

12 就労継続支援B型

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
サポートスクエアばおばお	990-0052	山形市円応寺町7番10号	023-625-3855
指定障害福祉サービス事業所ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
ひなぎくアルファー(城南町事業所)	990-0827	山形市城南町一丁目3番22号	023-645-8766
ひなぎくアルファー(十日町事業所)	990-0031	山形市十日町三丁目3番14号	023-633-3974
障害福祉サービス事業所未知 (クリエイティブハウス未知事業所)	990-2493	山形市美畑町12-30	023-633-3181
障害福祉サービス事業所未知 (グループ未知事業所)	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15番3号	023-633-9387
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132
メディアかがやき	990-0022	山形市東山形一丁目5番16号	023-633-3192
就労継続支援事業B型 山形県コロニーセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
みちのく屋台こんにやく道場	990-2494	山形市末広町2番6号	023-673-9494
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
多機能型事業所 夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
障がい福祉サービス事業所 のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
山形県ワークショップ明星園	990-0811	山形市長町728番地の2	023-684-3781
就労継続支援事業所ステップアップ霞城	990-0045	山形市桜町3番37号	023-615-1077
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
きら夢	990-0024	山形市あさひ町1番26号	023-679-3231
就労継続支援事業所たいよう	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-633-2583
株式会社山形包徳福祉事業部	990-0823	山形市下条町二丁目1番4号	023-674-0877
蔵王の恵農場	990-0021	山形市小白川町五丁目13番24号	023-674-9111
デイサポートセンター じゃんぷ	990-2423	山形市東青田二丁目8番13号	023-665-0036
ビバウエーブ 美畑店	990-2493	山形市美畑町12番27号 南栄ビル2F	023-676-7177
公徳会若宮就労支援センター	990-2451	山形市吉原二丁目15番8号	023-674-8295
ビバウエーブ 山形駅前店	990-0038	山形市幸町6番1号 デーシーエス山形ビル4F	023-679-4303
ミライフアーム	990-0863	山形市江南二丁目9番13号	080-3193-9966
フィオーレ山形	990-2435	山形市青田四丁目9番26号	023-616-3155
チョコあかねヶ丘	990-2481	山形市あかねヶ丘三丁目14番8号	023-616-7640

13 就労定着支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
就労定着支援事業山形コロニー 就労サポートセンター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-7365
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
チャレンジドジャパン山形センター	990-0039	山形市香澄町一丁目3番15号 山形むらきさわビル6階	023-674-8971
ディーキャリア山形オフィス	990-0043	山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル8階	023-616-4111

14 施設入所支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
障害者支援施設 向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687番地	023-688-5883
障害者支援施設いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765
障がい者支援施設すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障がい者支援施設 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722

15 介護サービス包括型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
グループホーム支援センター心音	990-2462	山形市深町二丁目2番22号	023-674-8141
ワークショップ明星園共同生活事業所	990-0073	山形市大野目三丁目3番39号	023-616-4177
グループホーム支援センター向陽園	990-2363	山形市大字長谷堂4687番地	023-688-5883
グループホーム支援センターみらい	990-0811	山形市長町三丁目1番49号	023-687-1300
ほのぼの荘	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26番27号	023-633-1903
グループホーム 江南	990-0863	山形市江南二丁目10番4号	070-5620-8610
障がい福祉サービス事業所のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3番1	023-624-4825
障がい者グループホーム しやるとね	990-2463	山形市富の中三丁目4番17-13号	023-616-4181
わんらいふ山形駅西口壺番館	990-0047	山形市城南町三丁目4番26-1号	023-676-8752
アウル障害福祉グループ東北	990-2433	山形市鳥居ヶ丘12番13号	090-1372-2429
グループホーム五日町BASE	990-0829	山形市五日町9番25号	090-7704-3299
グループホームこころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	023-687-1882

16 外部サービス利用型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ざおう荘	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924番地	023-689-9033
指定共同生活援助事業所蔵王	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
青柳の里	990-2212	山形市上柳25-1番地	023-686-6444
グループホームすずらん寮	990-2445	山形市南栄町一丁目1番70号	023-631-2315
山形県コロニーセンター共同生活援助事業所	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-622-9755
グループホーム ことの葉	990-0045	山形市桜町3番37号	023-631-2315
障がい福祉サービス事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
グループホームひまわり	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	023-644-1132

17 日中サービス支援型共同生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定共同生活援助事業所こもれび	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
グループホームRASIEL南館	990-2461	山形市大字南館246番地1	023-615-8197

18 自立生活援助

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
自立生活援助事業所いきいきの郷	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-681-4765

(12)障がい児通所給付費に係るサービス事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

1 児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
こまくさ学園(児童発達支援センター)	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
指定児童発達支援事業ひよこ教室	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ(音楽なかまアンジェリ)	990-0044	山形市木の実町2番17号 ダイヤ37木の実町	023-679-4045
まなびのへやバンビーナ吉原	990-2451	山形市若宮四丁目5番11号	023-664-1735
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0307
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
ほっぷ	990-2484	山形市竈田一丁目2番29号	023-687-0700
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
キッズサポートていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
アバンツアーレスポーツやまがた 第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
リニエプラッツ山形	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535

2 居宅訪問型児童発達支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403

3 放課後等デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
指定放課後等デイサービス風の子	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
放課後くらぶ・ぐ〜	990-2492	山形市鉄砲町三丁目1番31号	023-624-4131
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
音楽なかまプリモ	990-0044	山形市木の実町2番17号 ダイヤ37木の実町	023-679-4045
セカンドハウス彩祐結 嶋南の家	990-0886	山形市嶋南三丁目4番3号	023-665-0307
ワクワクひろば泉	990-0068	山形市泉町5-20	023-622-8912
山形地域福祉事業所 陽だまりクラブ	990-2493	山形市美畑町11-28	023-622-4775
セカンドハウス彩祐結 江南の家	990-0863	山形市江南四丁目2番14号	023-674-6646
放課後等デイサービス山形コロニー シード	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-665-1414
POCCOやまがた かじょう	990-0825	山形市城北町一丁目9番7号	023-647-6550
児童デイサービス月のひかり	990-2331	山形市飯田西四丁目3番2号	023-665-5385
まなびのへやバンビーナ松原	990-2313	山形市大字松原800番地5	023-674-6105
Harmony山形	990-0066	山形市印役町四丁目2番18号	023-673-9795
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形錦町校	990-0056	山形市錦町11番12号	023-674-0300
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形南栄校	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号	023-674-6577
児童発達支援教室 ドレミ	990-0810	山形市馬見ヶ崎二丁目3番20号	023-679-5705
アバンツァーレスポーツやまがた	990-0810	山形市馬見ヶ崎一丁目7番23号	023-666-6157
ちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
リトルちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目17番6号	023-666-7499
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」山形松波校	990-0023	山形市松波二丁目5番17号 オフィス田代 2階	023-666-3344
すこやか子ども教室	990-0021	山形市小白川町五丁目4番14号	023-664-1372
放課後等デイサービス Beすまいる	990-2481	山形市あかねヶ丘一丁目17番13号	023-615-9315
らいとはうす山形	990-2423	山形市東青田一丁目12番8号	023-616-4537
アートチャイルドケアSEDスクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027
キッズサポートていーだ	990-0062	山形市鈴川町三丁目4番8号	023-679-5939
放課後等デイサービス ハートテラス山形	990-0042	山形市七日町三丁目4番9号2F	023-666-6537
アバンツァーレスポーツやまがた 第2	990-0023	山形市松波四丁目2番19号	023-666-6157
リニエプラッツ山形	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
アーチ鈴川	990-0067	山形市花楸一丁目21番8号	023-666-5392
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
ことばのデイルーム奏	990-2451	山形市吉原三丁目1番5号	023-673-9681
こどもリハビリデイサービスゆめ希	990-0810	山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号	023-676-8607
キッズサポートていーだ南栄教室	990-2445	山形市南栄町一丁目7番19号 1階南	023-616-5535
Harmony城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番19号 1階	023-616-5511

4 保育所等訪問支援

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
アーチ	990-0066	山形市印役町一丁目2番38号	023-679-5403
ワクワクひろば	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
ミライスクール深町校	990-2462	山形市深町一丁目2番5号 1階	023-616-7840
リニエプラッツ山形	990-0034	山形市東原町三丁目4番8号	023-673-9388
アートチャイルドケア S E D スクール山形城西	990-0832	山形市城西町四丁目3番23号 ダイヤ4城西101号室	023-664-0027

(13)相談支援事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、山形市以外の事業所も掲載し、事業所ごとのより詳しい内容をご覧いただけます。 ※下記一覧には山形市内の事業所のみ記載。

1 障がい者(指定特定相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8381
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
サポートセンター ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	023-647-5575
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2231	山形市大字大森385番地	023-686-3722
障害者相談支援事業所いきいきの郷 (特定相談支援事業・障害児相談支援事業)	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-666-6083
ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	070-1273-7796
相談支援事業所かけはし	990-2483	山形市上町一丁目8番17号303号室	023-666-4154
相談支援事業所むすび深町	990-2462	山形市深町一丁目4番12号	023-666-4471

2 障がい児(指定障がい児相談支援事業者)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センター おーる	990-0827	山形市城南町二丁目4番25号	023-647-4266
向陽園地域生活支援センター心音	990-0861	山形市江俣一丁目9番26号	023-679-3244
山形コロニー相談支援センター	990-2322	山形市桜田南1番19号	023-641-2626
ゆあーず	990-0057	山形市宮町一丁目3番36号	023-666-8381
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	990-0832	山形市城西町二丁目2番22号	023-646-5660
相談支援事業所まんさく	990-2305	山形市蔵王半郷1366番地の2	023-688-3531
相談支援センター 彩祐結	990-0886	山形市嶋南三丁目4番32号	023-665-0308
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町二丁目2番60号	023-679-4221
障がい者相談支援センターすげさわの丘「ふらっと」	990-2367	山形市すげさわの丘727番地47	023-643-6160
障害者相談支援事業所いきいきの郷 (特定相談支援事業・障害児相談支援事業)	990-0891	山形市大字成安425番地2	023-666-6083
相談支援事業所 山形県リハビリセンター	990-2331	山形市大字大森385番地	023-686-3722

ワクワク相談支援事業所	990-0035	山形市小荷駄町2番7号	023-623-6622
相談支援事業所ちゃお	990-0025	山形市あこや町三丁目11番7号	023-615-8680
そうだんのへやバンビーナ	990-2453	山形市若宮四丁目5番11号	070-1273-7796
相談支援事業所かけはし	990-2483	山形市上町一丁目8番17号303号室	023-666-4154

(14) 地域生活支援事業登録・指定事業所一覧 (R5.7.1現在)

山形市のホームページに掲載している「障がい福祉サービス事業所ガイド」では、事業所ごとのより詳しい内容がご覧いただけます。

※障がい児(18歳未満)が使える事業所も含む。

1 移動支援(個別支援)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障害者移動支援事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22	645-9231
わたげの会訪問介護事業所	990-2483	山形市上町1-9-17	644-4875
向陽園ホームヘルプステーション 心音	990-2462	山形市深町2-2-22	647-7266
エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町2-2-60	679-4221
ニチイケアセンター山形	990-2483	山形市上町3-12-6	647-1951
ニチイケアセンター山形中央	990-0832	山形市城西町4-18-30	647-7366
みずき介護サービス	991-0004	山形県寒河江市西根北町3-12	0237-85-0763
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
愛・訪問介護ステーション山形	990-0833	山形市春日町5-15 エルエスペランス104	647-5553
第2エッセンシャルケアセンター	990-0832	山形市城西町2-2-60	679-4221
特定非営利活動法人 福祉グループコア やまがた県央	994-0026	天童市東本町3-2-45	651-8038
SOMPOケア山形あかねヶ丘訪問介護	990-2481	山形市あかねヶ丘1-2-33	647-6540
くつろ木吉の原訪問介護事業所	990-2453	山形市若宮4-1-1	646-0772
ニチイケアセンターみなみはら	990-2413	山形市南原町一丁目18番1号	627-6233
ニチイケアセンター江俣	990-0861	山形市江俣四丁目20番17号 サンセットアベニュー1階 101号室	616-6558
訪問介護こころ	990-0063	山形市山家町二丁目7番17号	687-1882
訪問介護ステーション えがお	990-0057	山形市宮町1-7-1 ハイツオカダ102	664-0775

2 移動支援(日中活動サービス)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町1-12-15	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600

3 地域活動支援センター事業

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域活動支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-4-25	647-4266
ゆきわり工房「青柳の里」	990-2212	山形市上柳25-1	686-6444
地域活動支援センターほっとステーション	990-0066	山形市印役町1-2-38 リバーサイドアメニティ2F	665-1861
地域活動支援センター未知	990-2433	山形市鳥居ヶ丘15-3	633-9387

4 障がい者自立支援訓練

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形県立ふれあいの家	990-0811	山形市長町2-10-20	681-0002

5 訪問入浴サービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
山形市社会福祉協議会 障がい者訪問入浴サービス事業所	990-0832	山形市城西町2-2-22	645-9232
株式会社あつふるケアサービス	990-2482	山形市久保田1-7-7	622-1199
アースサポート山形	990-2451	山形市吉原一丁目11番13号	635-8511
アサヒサンクリーン在宅介護センター山形	990-2481	山形市あかねヶ丘3-1-8	644-0668
SOMPOケア山形陣場訪問入浴	990-0864	山形市陣場2-11-28	682-1031
株式会社福祉のひろば 天童営業所	994-0024	天童市鎌田一丁目6番52号	651-2751
訪問入浴つばさ	990-0821	山形市北町二丁目6番6号	615-8610

5 生活訓練等

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
虹のネットワーク	990-2404	山形市大字八森126-5	625-3488
さんさんくらぶ	990-2483	山形市上町1-12-15	645-7108
プチLIFEサポート	990-2332	山形市飯田三丁目2番12号	600-2600
音楽サロン リナッシェ	990-0025	山形市あこや町一丁目4番4号	679-4045

6 日中短期入所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
日中短期入所事業所 すげさわの丘	990-2367	山形市すげさわの丘727-47	643-6160
向陽園ショートステイサービス	990-2363	山形市大字長谷堂字川原4687	688-5883
夢工房	990-2303	山形市蔵王上野字南坂924	689-9033
のぞみの家	990-2403	山形市大字岩波字鬼越3-1	624-4825
社会福祉法人牧人会 山形育成園	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬1111	673-2575
日中短期入所事業所 恵光園	990-2305	山形市蔵王半郷1366-2	688-3531
独立行政法人 国立病院機構山形病院	990-0876	山形市行才126-2	684-5566
山形ひかり学園	999-3103	上山市金谷字金ヶ瀬1111	672-2377
山形県立こども医療療育センター	999-3145	上山市河崎三丁目7番1号	673-3366
山形県立やまなみ学園	999-0033	長井市今泉1812	0238-88-9311
山形県立鳥海学園	999-8437	飽海郡遊佐町藤崎字茂森14-178	0234-75-3334
山形県立最上学園	990-0051	新庄市松本55-1	0233-22-1559

7 タイムケア(児童のみ)

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
ハーモニイ	990-2445	山形市南栄町一丁目1-72-10	647-5575
わたしの会社	990-2433	山形市鳥居ヶ丘26-27	633-1903
ワークランドベにばな	990-0832	山形市城西町四丁目2番38号	644-1132

聴覚障がい者が火災や緊急で消防署に連絡するとき

消防署（火災・救急）緊急 FAX 119

NET119 緊急通報システム（事前登録が必要）

問い合わせ先 山形市消防本部通信指令課 FAX 023-631-7320

聴覚障がい者が緊急時に警察に連絡するとき

FAX110 番 0120-110-289

携帯電話メール 110 番 <http://www.yamagata110.jp>

このしおりについてのお問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市役所 福祉推進部 障がい福祉課

TEL:023(641)1212

内線:542・549・550・580・589・590・621・873

FAX:023(632)7091